

高知女子大学

目 次

I	認証評価結果	2-(36)-3
II	基準ごとの評価	2-(36)-4
	基準1 大学の目的	2-(36)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(36)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(36)-9
	基準4 学生の受入	2-(36)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(36)-17
	基準6 教育の成果	2-(36)-26
	基準7 学生支援等	2-(36)-30
	基準8 施設・設備	2-(36)-34
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(36)-37
	基準10 財務	2-(36)-41
	基準11 管理運営	2-(36)-43
<参 考>		2-(36)-49
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(36)-51
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(36)-52
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(36)-54
iv	自己評価書等	2-(36)-60
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(36)-61

I 認証評価結果

高知女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員組織の活性化を図るため、特に優れた実績を上げた教員に対して、各学部長の推薦に基づいて学長が内申を行う勤勉手当加算制度が導入・運用されている。
- 共通科目には、高知県の歴史・文化・経済・自然・健康・福祉などを重視した土佐学、及び女子大学としての特色を踏まえた女性学を配置している。
- 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、管理栄養士などの国家試験合格率が、全国平均に比べて高い。
- サークル活動及び地域におけるボランティア活動が活発に行われている。
- 平成 20 年度には、当該大学が他の 34 大学・短期大学と共同申請した「四国地区大学教職員能力開発ネットワークによる大学の教育力向上」が文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択された。この事業では、ネットワーク加盟校が協働しながら F D ・ S D のプログラム開発や、教育業績記録、職員業績記録の開発、ファカルティ・ディベロッパー（F D e r）の養成を目指しており、現在は先駆的な取組の現地調査などに取り組んでいる。
- 大学の主要各部門が、年頭に立案した活動目標への取組、達成度、課題などについて、年度末に当該各部門の出席の下、アニュアルレビューを行い、その評価を共有している。これは、学内の組織単位における自己点検・評価と相互評価であり、各組織に相互評価結果が実質的にフィードバックされている。
- 『研究シーズ集 2008』に教員の優れた研究成果を盛り込むとともに、各頁のレイアウト、全体の装幀・紙質・印刷の創意と工夫があり、外部者にとって非常に読みやすいものになっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の 3 年次編入において、生活科学部及び文化学部で入学定員充足率が低い。また、大学院修士課程の中で、看護学研究科は入学定員超過率が高く、人間生活学研究科は入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学部では、それぞれ独自の規程を策定して F D 活動を展開しているが、全学的交流による相互学習を促進するためには、全学的な教職員集会やシンポジウム方式の導入が期待される。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、学則第 1 条に、「教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて地域社会の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。

この規程は、教育基本法における大学の目的に沿い、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的を厳密に踏まえた上で、高等教育における女性の人材育成を充実し、地域社会に貢献することを標榜したものである。

また、学則に定める大学の目的及び「大学のめざすもの」を受けて、それぞれ領域の特性と社会ニーズを踏まえた上で、各学部において、「理念・目的等を定める規程」を制定している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学における大学院教育の基本目標は、学校教育法に謳われた大学院一般の目的である「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること。」を踏まえ、大学院学則第 2 条で、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

さらに修士課程の看護学研究科、人間生活学研究科、博士課程の健康生活科学研究科の 3 研究科は、大学院の目的を受けて、領域の特性と社会ニーズを踏まえ、それぞれの目的を明確に規定している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学及び大学院の目的は『大学案内 2009（6 頁）』、『年報』（平成 19 年度版 1 頁）に記載され、学部学生用学生便覧及び大学院学生用学生便覧所載の学則第 1 条（目的）で明示されるとともに、ウェブサイトでも公開され、学内及び社会に対して周知されている。また、各学部・研究科ではその教育目的を理解し

やすく表現し、それぞれのウェブサイトに掲載している。新入生オリエンテーション及び在学生に対するオリエンテーションにおいては、以上の資料に即して、学生に対する説明が行われている。さらに教職員は、各年度末に開催される当該大学のアニュアルレビューを通じて大学の目的を再認識し、併せて成果と課題を共有し、大学の使命と目的の再確認をしている。

高校生や高等学校に対しては、オープンキャンパス、進学説明会、県内の校長会などの機会を捉えて大学及び各学部の目的や特徴を説明している。また、進学志望者及び保護者、高等学校進路指導担当教員に対しては、進学情報提供のための説明会を通じて、更なる周知も行っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて地域社会の向上に寄与する。」ことを目的として、地域の生活・文化・健康・福祉の向上に寄与しうる県立大学を目指し、4学部6学科で構成されている。

4学部6学科とは、

- ・ 生活科学部：生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科
- ・ 文化学部：文化学科
- ・ 看護学部：看護学科
- ・ 社会福祉学部：社会福祉学科

である。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

大学では、教養教育は各学部を横断する共通教育であると位置付けており、共通教育は全学の教務委員会の下に設置された共通教育専門委員会が企画運営している。共通教育専門委員会は、各学部・学科から選出された教員で構成され、共通教育科目の編成や担当教員について検討し、時間割編成を行い、共通教育の実施・運営に当たっている。共通教育の担当教員は専任教員を置かず、科目内容に近い専門分野の各学部教員が担当する方針で臨み、当該大学教員で充足できない科目については非常勤講師を配置している。

現在は永国寺キャンパスのみで実施している教養教育を、平成 22 年度からは永国寺及び池の両キャンパスで実施し、学生の移動をなくす予定である。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、

- ・ 看護学研究科（修士課程）：看護学専攻
- ・ 人間生活学研究科（修士課程）：人間生活学専攻
- ・ 健康生活科学研究科（博士後期課程）：健康生活科学専攻

の3研究科3専攻で構成されている。

看護学研究科は、看護学部の上に積み上げられた研究科（修士課程）であり、専門看護師（CNS）コースと研究コースを有している。

人間生活学研究科は、生活科学部、文化学部、社会福祉学部の3学部が連携協力する学際的な研究科（修士課程）であり、生活科学領域、文化領域、社会福祉領域の3領域から構成され、これらの領域の複合的な視点から教育研究を行い、高度専門職業人を育成している。

健康生活科学研究科は、看護学研究科と人間生活学研究科を基礎とする研究科（博士後期課程）であり、看護学領域、生活科学領域、社会福祉学領域の3領域から構成され、これらの領域の複合的な視点から教育研究を行い、実践的課題を研究解決できる研究者を育成している。

大学院は学部と異なり男女共学であり、また土曜・休日などに集中講義や研究指導を行っていて、社会人でも在職したままで就学可能である。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

総合情報センターと地域創成センターを設置している。

総合情報センターは、図書情報部門と情報処理部門で構成されている。

図書情報部門は、教育研究に必要な学術図書資料を調査・収集・整理・保存して、学部学生・大学院学生及び教職員に提供するとともに、図書館を県民にも開放するための活動を行っている。

情報処理部門は、学内ネットワーク及びサーバ群の保守・運用を行うとともに、電子メールサーバ、ウェブサーバなどによるサービスを提供し、学部学生・大学院学生及び教職員からなる利用者の支援を行っている。情報処理部門を担当する総合情報センター運営委員会の情報処理部会には専任の技術系職員が配置されていないが、部会員の教員が学内ネットワーク及びサーバ群の保守・運用を行うとともに、電子メールサーバ、ウェブサーバなどによるサービスを提供し、利用者の支援を行っている。

地域創成センターは、地域産業の振興及び地域社会の発展に貢献するため、共同研究や受託研究の促進と受入の調整、さらに地域住民や地域の専門職者に対する公開講座やリカレント講座を実施している。これらの講座などの大学の活動を広報するために『KWU NEWS LETTERS』を発行し、現在、通算して第19号に達している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に関する重要事項等を審議するために、各学部には教授会を設置している。

各学部の教授会は、専任教員で構成されており（生活科学部は助手を含む。）、定例で月1～2回以上開催され、学科目の種類及び編成に関する事項、学生の入学、退学、転学、休学、復学及び卒業認定に関する事項、学生の試験及び単位修得に関する事項、学生の厚生補導及び身分に関する事項等の協議・審議が

行われている。

科目の編成及び内容について、各学部では、専任教員が領域あるいは科目群ごとに提案責任を持ち、学科会議あるいは学部の教務関係委員会において提案の内容を検討・調整し、教授会で審議・決定している。

また、大学院の教育活動に関する重要事項等を審議するために、各研究科に研究科委員会を設置している。各研究科委員会は、各研究科担当として選任された学部の教員で構成されており、定例で月1回は開催され、大学院の教育活動に関する重要事項として、研究指導・学位授与・学修等に関する事項、教育の内容・方法等、教育の在り方に関する事項、学生の入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項、学生の教育・生活等への支援に関する事項等の協議・審議が行われている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学に関わる教育方針や教育課程・教育方法等の検討、並びにそれらの学部間の調整を行うため、全学の教務委員会を置き、その下に3つの専門委員会を設置している。全学の教務委員会は、3つの専門委員会及び各学部の教務委員会と連絡を密にして連携を図るため、教務部長、3つの専門委員会の委員長、4学部の各教務委員会の委員長から構成されており、月1回開催されている。

3つの専門委員会のうち、共通教育専門委員会では全学の共通教育（教養教育）の運営を、教職課程専門委員会では教職課程や教育方法等を、学芸員資格専門委員会では学芸員資格取得課程や教育方法等をそれぞれ検討している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 情報処理部門を担当する総合情報センター運営委員会の情報処理部会には専任の技術系職員が配置されていない。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

各学部教育目標達成のために、生活科学部、看護学部及び社会福祉学部では領域、文化学部では科目群ごとに専任教員が配置されている。当該大学の専任教員は、全員、学士課程の学部にも所属している。

教員組織の最小単位は学科である。

専任教員の退職や増員などにより専任教員を配置する必要がある場合には、当該学部の教授会が、学科会議（生活科学部）、人事委員会（文化学部、社会福祉学部）、総務委員会（看護学部）からの提案に基づき、配置する分野・領域、担当科目、配置を必要とする理由を審議して方針を決め、学長に要望する。要望後、学長の意思決定を補佐する運営会議が全学的な視点から検討した上で配置が決定される。すなわち、教員の配置については、当該学部の教授会がその必要性、分野・領域及び科目について、各学科に置かれた委員会等の提案を基礎として方針を決め、学長の意思決定を補佐する運営会議において全学的視点から決定されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

当該大学の専任教員は、全員、学士課程の学部にも所属している。学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 生活科学部：専任22人（うち教授12人）、非常勤43人
- ・ 文化学部：専任21人（うち教授13人）、非常勤18人
- ・ 看護学部：専任32人（うち教授14人）、非常勤44人
- ・ 社会福祉学部：専任13人（うち教授6人）、非常勤9人

当該大学では、各学部の領域あるいは科目群ごとに、専任の教授及び准教授、講師が配置され、主要授業科目及び関連する専門科目を担当するとともに、共通教育科目と所属学部以外の授業科目の一部も担当している。助教は、主要授業科目に準じる科目を担当している。また、非常勤講師は、必要に応じて採用

し、専門科目及び共通教育科目を担当している。

共通教育科目には1人の客員教授を配置している。また、看護学部には15人、生活科学部には1人の臨床教授を配置し、その特殊な技能や専門性を活かして通常の授業の支援や特別講義を担当させている。

教員一人当たりの学生数は、学科単位では5.9～15.7人で、全学平均では10.2人であり、きめ細かい学習指導ができる体制となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学の大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 看護学研究科：研究指導教員10人（うち教授7人）、研究指導補助教員9人
- ・ 人間生活学研究科：研究指導教員10人（うち教授9人）、研究指導補助教員19人

〔博士後期課程〕

- ・ 健康生活科学研究科：研究指導教員8人（うち教授8人）、研究指導補助教員8人

大学院の専任教員はすべて学部教員を兼任しており、学部教員の中から各研究科委員会が定めた基準に基づいて行う審査に合格した者のみを配置している。また、必要に応じて非常勤講師を配置している。

大学院では、すべての学生に対して主又は正研究指導教員1人及び副研究指導教員2人又は3人を研究指導担当者として配置して、主又は正研究指導教員を中心とした複数の教員による指導体制としている。複数の領域にわたる複合的研究課題の指導に対応するため、副研究指導教員には主又は正研究指導教員とは異なる領域の教員を配置している。主又は正研究指導教員は一人当たり平均して3.7人の学生の指導を担当している。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

大学は、教員組織の活動をより活性化するため、以下のいくつかの措置をとっている。

第一は、優秀な人材を確保するため、専任教員の採用は、原則として公募制によっている。専任教員の採用状況は過去5年間に於いて年平均8.8人である。

関連して、平成16年度から同20年度までの専任教員の転出者合計は48人、転入者合計は44人で、当該大学の平成16年度の専任教員定数92人に対する転出者合計の比率は52.2%、転入者合計の比率は47.8%であり、専任教員の流動性は高い。このうち、健康栄養学科は12人の教員数（助手を含む。）に対し、5年間の転出者／転入者数はそれぞれ11人／13人、看護学科は32人の教員数に対し、5年間の転出者／転入者数はそれぞれ、18人／20人となっており、この両学科においては流動性が特に高く、他方、環境理学科では8人の教員数（助手を含む。）に対し、5年間の転出者／転入者数は、0人／1人である。

第二に、年齢構成のバランスに留意している。専任教員の平均年齢は全学では 46.6 歳であり、生活デザイン学科と環境理学科が 50 歳代とやや高いが、ほかには 40 歳代半ばである。専任教員の平均年齢を職位ごとにみると、教授 53.1 歳、准教授 44.5 歳、講師 37.4 歳、助教 34.8 歳、助手 46.8 歳である。一部の学科を除いて、専任教員の年齢構成はバランスが取れており、スムーズな世代交代が行えるようになっている。ただし、助手の平均年齢はやや高い。

第三は、性別構成のバランスである。専任教員に占める女性の比率は 51% で、全国平均（18%、平成 19 年度学校教員統計調査）に比べて極めて高い。

第四に、平成 15 年度から全教員が「2 年間の活動計画」を作成して学部長に提出し、一人一人の教員が自己の活動の点検に努めるとともに、学部長による他者評価を受けている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考基準は、高知女子大学人事選考基準に規定されている。各学部・研究科はこの基準に沿って、当該学部の専門分野の特性に応じた、より具体的な選考基準を、細則等において定めている。これらの細則等には、採用選考においては教育能力、研究業績及び地域貢献その他の事項について審査を行うこと、昇任審査ではさらに当該大学における職務の経歴及び実績を加えて審査することが明記されている。

教員の選考手続きは、高知女子大学の教員人事に関する規程に基づき、各学部ごとに、規模、構成、実情に応じ、規程等で定めている。

学部教員の採用選考及び昇任審査は、各学部の教授会の下に設置した学部人事専門委員会が行っている。採用選考及び昇任審査は、書類審査と面接審査の 2 段階の審査で行われる。採用選考では、面接時にプレゼンテーションや模擬授業を実施させて教育上の指導能力の評価を行う。昇任審査では職務の経歴及び実績の審査の中で教育上の指導能力の評価を行っている。教授会で承認された採用選考及び昇任審査の経過と結果の詳細は、大学運営会議で報告された上で学長の承認を得る。

大学院配置教員の採用選考においては、各研究科委員会において研究指導能力を含む大学院担当教員としての適格性を判定しており、配置後もおおむね 2 年間は研究指導補助教員として指導経験を積ませた上で研究指導教員としての適格性を判定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

全教員による「2 年間の活動計画」は、前 2 年間の活動の自己評価を踏まえて作成し、教員自身が自己評価を定期的に行っている。

「自己点検評価票」所載の「2 年間の活動計画」は、学部長が閲覧して計画が適正であるかどうかの点検を行っている。平成 14 年度から実施を開始した学部学生による授業評価の結果は各教員に提供され、「2 年間の活動計画」は、この結果も踏まえて作成されている。

また、平成 20 年度末に「2 年間の活動計画」を基礎資料として、教員の力量や活動水準の向上を目的とした教員評価制度が試行された。この制度は、教員の活動を教育、研究、大学運営、社会貢献の 4 項目

で評価するとともに、評価結果に基づいて学部長が必要な指導・助言等を行って改善に取り組ませるものである。今後は2年ごとに実施する予定である。

以上に加え、教員組織の活性化を図るため、特に優れた実績を上げた教員に対する勤勉手当加算制度が導入・運用されている。

本制度においては、学長が学部長からの推薦を受けて加算候補者を設置者に内申する。学部長による推薦の基準は学部ごとの特性に応じて稍異なるが、教育、研究、管理運営及び地域貢献の領域での活動を総合的に判断して推薦している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員は、各担当科目に対応して多くの研究業績を公刊している。

これらの研究業績は、『高知女子大学生生活科学部学部報』、『高知女子大学文化学部活動記録』、『平成 20 年度高知女子大学看護学部年報』、『高知女子大学社会福祉学部報』にそれぞれ掲載されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程の展開に必要な教育支援者である事務職員は、永国寺キャンパスでは事務局、改革推進室、総務企画課、学生課及び図書情報課に、また池キャンパスでは、池事務室にそれぞれ配置されてその所管事務を担当している。

事務職員はすべて県職員が人事異動によって配置されて定期的に交替している。また、技術職員が配置されていないなどの問題もあるが、助手から助教に昇任した教員、助手及びTA等の教育補助者によって教育支援業務が維持されている。

これらのことから、技術職員は配置されていないものの、必要な事務職員等の教育支援者が配置されており、TA等の教育補助者の活用も図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員組織の活性化を図るため、特に優れた実績を上げた教員に対して、各学部長の推薦に基づいて学長が内申を行う勤勉手当加算制度が導入・運用されている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学全体の教育の目的に沿い、各学部ごとに、それぞれの人材養成目的を実現するために求められる人材像と入学者選抜の基本方針とを包括する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められ、学生募集要項に掲載されるとともに、ウェブサイトにおいて常時公開されている。

求められる人材像は、学生募集要項に、各学部ごとに詳細に提示されている。例えば、「平成21年度 学生募集要項 一般選抜」においては、大要、次のように記されている。

生活科学部では、「生活者の視点をもって、来るべき時代の新たな生活様式を創造することができる人材を養成する」という目的と「学習に必要とされる基礎学力・思考力や適性を重視する」という選抜方針が示され、その上で求める人材像については、生活デザイン・健康栄養・環境理学の3つの学科ごとに説明がある。

生活デザイン学科では、「人間生活そのものの質の向上に寄与できる人を育てることを目標として」、「単にモノのデザインや、あるいはデザインされたモノについてだけではなく、人間生活を質的に向上していけるようなデザインについて、あらたな創造の視点をもって思考できる人」を求めている。

健康栄養学科では、「人の健康と栄養に興味・関心をもち、たゆみない探究心をもって学習に取り組む姿勢を持っている人、人と豊かなコミュニケーションを築くことができる人」を求めている。

環境理学科では「私たちの生活を取り巻く環境の抱える諸問題に幅広い興味・関心とその解決に積極的に取り組む意欲を持ち、これらの諸問題を理学的な観点から理解し探求する上で必要な基礎的学力および思考力を持っている人」を求めている。

文化学部では「人間社会に関心を持ち、国内外の文学・文化・言語を中心とする人文・社会系諸科学の学問的素養を広く身につけたいと考えている者」、「人間に対する理解を深め、実践的なコミュニケーション力を体得し、現代社会の諸課題を主体的に発見・分析・解決するために必要な学習に意欲のある者」、「将来、地域社会・国際社会の幅広い分野で、豊かな共生社会の実現に向けて活動したいと考えている者」を求めている。

看護学部では、「人間や生活、社会に対して興味、関心の持てる人」、「社会の一員であることを自覚し、他者を尊重できる人」、「物事に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ人」、「看護学を学ぶ上で必要な基礎学力と論理的な思考力をもつ人」を求めている。

社会福祉学部では、「社会福祉の専門知識や実践的な援助技術を学ぶために必要な基礎学力を有するだ

けでなく、社会福祉に対して熱意・意欲を持ち、コミュニケーション能力や協調性をそなえた人間性豊かな人」が求められている。

入学者選抜の基本方針の中心をなす「採点評価基準・合否判定基準」は、学生募集要項に記載されており、生活科学部については各学科ごとに、文化学部、看護学部及び社会福祉学部は各学部ごとに、それぞれの試験科目に即して説明がある。

「出題の意図等」は、当該大学のウェブサイトで、生活科学部生活デザイン学科及び環境理学科、文化学部及び看護学部については問題に即して説明がある。大学院の各研究科は、入学者受入方針のうち、入学者選抜の基本方針は、学生募集要項に掲載するとともに、ウェブサイトにおいて常時公開している。他方、入学者受入方針のうち、それぞれの人材養成目的を実現するために求める人材像については、学生募集要項の中で、特に表題を設けて説明していないが、それぞれの学生募集要項における「採点評価基準・合否判定基準」の項の中で出題の意図を立入って説明し、そのことを通じて求める人材像に言及している。なお、大学院学生便覧には、冒頭の「沿革及び組織」において特に「3 アドミッション・ポリシー」の項を設け、看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）、健康生活科学研究科（博士後期課程）のそれぞれの求める人材像を、簡潔かつ平明に提示しており、入学直後の学生に対して学習目的に対する自覚を促す媒体となっている。

各研究科では県内及び全国の医療施設、社会福祉施設、教育機関に対して、大学院案内と大学院学生募集要項を送付して、学生だけでなく、関係施設や機関にも、大学院の入学者選抜の基本方針の周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該大学は、入学者受入方針に基づく入学者選抜の基本方針の中で公表しているように、理解力、知識、思考力、分析力を有し、大学で学ぶ強い意欲を持ち、それぞれの学科の特性に応じた学生確保を目指している。このため、各学部・学科の特性に応じた選抜方法が採用されており、大学入試センター試験及び総合問題等による個別学力検査のほか、小規模大学の特性を活かしつつ、小論文、面接などを組み合わせて多様な選抜を行っている。

個別学力試験（前期）においてはセンター試験をすべての学部において課すとともに、学科ごとに総合問題、小論文、面接を行い、健康栄養学科はアドミッション・ポリシーに記載されている「豊かなコミュニケーションを築く」という方針に対して、プレゼンテーションを面接で課すなど、アドミッション・ポリシーに沿った入試が実施されている。個別学力試験（後期）においては3学部でセンター試験を課し、うち2学部では面接を併用している。

AO入試は、生活科学部環境理学科では、自己推薦書と調査書、面接によって、また、文化学部では、志望動機書、小論文、討論、面接によって行われている。

推薦入試が、調査書、小論文及び面接などによって行われている。

私費外国人留学生入試が、日本留学試験、小論文、面接等により実施されている。

編入学試験は、生活科学部生活デザイン学科、環境理学科、文化学部、及び社会福祉学部では、小論文、面接によって、看護学部では、専門科目（看護学）、面接によって実施されている。

大学院の入学試験は、修士課程の看護学研究科では、英語、専門科目、小論文、面接によって、同じく修士課程の人間生活学研究科では小論文、口述試験、研究計画書によって、博士後期課程の健康生活科学

研究科では、外国語（英語）、小論文又は口頭発表、口述試験によって行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験制度の問題点などを検討・改善する組織としての大学自体の入学試験委員会、及び問題作成、問題印刷、人員の配置などの入学試験の実施を担当する各学部及び大学院（3研究科共通）の入学試験実施委員会が設置されている。

また、出題ミスを防ぐため、学部の入学試験実施委員会、その学部以外の入学試験実施委員が加わった問題検討会議、学部長の3段階のチェック体制をとっている。なお、入試に関する業務は、「入学試験採点マニュアル」「合格者判定会議資料作成マニュアル」及び「作業進行確認票」といった各種マニュアルに従って進められている。

入学試験委員会、各学部及び大学院の入学試験実施委員会、当該学部以外の入学試験実施委員が加わった問題検討会議によるチェック体制とは別に、入学試験委員会の委任を受けて入学試験の監査を行う入学試験監査委員会を各学部と大学院に設置している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入状況の検証は、各学部の学部入学試験実施委員会によって行われている。問題があれば、当該学部が全学入学試験委員会に提案し、協議の上、改善が行われている。また、入学試験委員会では入学試験だけでなく、高等学校進路指導担当説明会の在り方まで審議し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入への取組が行われている。

入学者受入方針に沿った学生の受入状況の検証は、学力・適性などを長期的視点から見て、大学教育全体に即して行う必要があると考えられており、そのために退学率や資格試験の合格率の把握、卒業後の進路の調査、卒業前の学生による教育目標に対する自己評価、卒業時の学生の満足度調査を行っている。

研究科では、入学者選抜の改善が必要な場合には、各領域（専攻）教員の検討、研究科入試委員会の審議を経て、研究科委員会、大学院及び全学入学試験委員会で対策を検討している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 19 年 4 月に開始された文化学部（3 年次編入）、生活科学部（3 年次編入）については、平成 19～21 年度の過去 3 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 生活科学部：1.11 倍
- ・ 生活科学部（3年次編入）：0.18 倍
- ・ 文化学部：1.09 倍
- ・ 文化学部（3年次編入）：0.25 倍
- ・ 看護学部：1.03 倍
- ・ 看護学部（3年次編入）：1.05 倍
- ・ 社会福祉学部：1.08 倍
- ・ 社会福祉学部（3年次編入）：0.73 倍

〔修士課程〕

- ・ 看護学研究科：1.36 倍
- ・ 人間生活学研究科：0.66 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 健康生活科学研究科：1.29 倍

看護学研究科（修士課程）では入学定員超過率が高いが、平成 22 年度から入学定員を現行の 10 人から 15 人へと増員する。専任教員及び「診断・治療学」及び「薬理学」の非常勤講師を充実し、看護師の役割増大に対応する人材養成を期している。

生活科学部（3年次編入）、文化学部（3年次編入）及び人間生活学研究科（修士課程）では入学定員充足率が低い。とりわけ、人間生活学研究科（修士課程）においては、長期間定員割れの状態が続いており、当該大学としては、県内及び全国の医療施設、社会福祉施設、教育機関への周知活動を行うなどの P R 活動の強化、対象者の見直し、開講日である土曜・日曜・祝日の事務対応の充実、カリキュラムの有効性を検討するなど、当該研究科の実入学者数の回復に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、学士課程の一部の 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の 3 年次編入において、生活科学部及び文化学部で入学定員充足率が低い。また、大学院修士課程の中で、看護学研究科は入学定員超過率が高く、人間生活学研究科は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。

5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学則に定められた「平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて地域社会の向上に寄与する。」という目的に沿い、全学部共通の共通教育と各学部の教育目的を基にした専門教育からなる教育課程を編成している。

共通教育科目は、土佐学科目群、女性学科目群、教養科目群（人文科学系、社会科学系、自然科学系）、情報科目群、健康スポーツ科目群、教養セミナー群、外国語科目群の7科目群で構成されている。このうち、土佐学科目群と女性学科目群は、地域社会の要請に基づき平成17年度に新設され、また外国語科目群における英語科目は、平成17年度に再編成されて、コミュニケーション能力の養成を主眼として能力別クラスで受講する「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」となっている。

ほとんどの共通教育科目の授業は、永国寺・池の2つのキャンパスのうち、前者で実施されている。1年次生については木曜日が共通教育受講日となっており、池キャンパスにある看護学部と社会福祉学部の学生は永国寺キャンパスへ移動して受講する。

専門教育科目は、それぞれの教育目的を達成するために必要な授業科目で、各学部によって、以下に示すように開設されている。学年の進行に伴って専門教育科目の比率が高まり、基礎から専門まで段階的に

学び、さらに生活科学部及び文化学部では課題研究における卒業論文・研究により、看護学部及び社会福祉学部では様々な実習により、問題解決能力を修得する。なお、生活科学部については、生活デザイン、健康栄養及び環境理学の各学科が専門教育科目の開設単位となっている。

生活科学部生活デザイン学科は、学部共通、学科基礎、生活のデザイン、生活の経営、衣と生活、住と生活、食と生活、情報、関連科目及び企業実習と課題研究である。

生活科学部健康栄養学科は、学部共通、学科基礎、生体科学、栄養科学、食品科学、食の実践学、健康科学、関連科目及び企業実習と課題研究である。

生活科学部環境理学科は、学部共通、学科基礎、生命と環境、地球と環境、物質と環境、環境形成、情報及び企業実習と課題研究である。

文化学部は、文化基礎科目群、文学専修・文化創造専修・言語コミュニケーション専修からなる専修科目群、及び自主研修・企業実習と卒業研究である。

看護学部は、専門基礎科目、基礎看護学・看護援助学・看護管理学からなる看護基礎科目、急性期看護学・慢性期看護学・老人看護学・精神看護学・小児看護学・母性看護学・助産看護学・在宅看護学・地域看護学・学校保健からなる看護臨床科目及び総合科目である。

社会福祉学部は、学部基本科目、相談援助展開科目、福祉新領域科目、特別演習科目、福祉研究科目、及び社会福祉士・精神保健福祉士からなる福祉士指定科目である。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成又は授業科目の内容については様々な配慮と工夫が行われている。

当該大学では、自学部・自学科以外の授業を受けることを可能にし、かつそれを奨励するため、すべての学部において4～12単位の自由科目の履修を卒業要件としている。また、高知大学、高知短期大学及び高知学園短期大学の3大学と単位互換協定を結び、相互の学生を特別聴講学生とし、他大学の授業の聴講を可能にしている。

企業研究、自己分析や自己PRの方法の習得、また社会人との交流への学生の要求に対応するため、生活科学部と文化学部では、インターンシップを導入しており、履修学生は平成18年度94人、平成19年度105人、平成20年度60人である。

授業に教員の研究成果や学術の発展動向を反映するための努力も行われている。例えば、看護学部では、各看護学領域で「看護の動向と課題」を開講し、授業に最新の研究成果を取り込んでおり、また、専門看護師や特定領域のスペシャリスト看護師などを講師として招いた「最新実践看護講座」で、最新の実践的知識と技術を学ぶことができるように工夫している。また、観点3-3-①で見たように、教員の研究成果は、すべての学部・学科において担当授業科目に反映されている。

編入学への社会的要請に対応するため、生活科学部生活デザイン学科では定員2人、環境理学科では定員2人、文化学部では定員5人、看護学部では定員4人をそれぞれ設定して、3年次編入学を実施し、学年担当教員による個別履修相談を行うなど、編入学生の個別ニーズに配慮している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

シラバスには、各授業科目ごとに到達目標や講義内容、参考図書などを示すコメントや、成績評価に関わる情報を明記し、また、全学でオフィスアワーを設定して科目担当教員や学年担当教員による履修相談・指導を行うなど、学生の十分な自主学習を可能にする条件を整備している。

社会福祉学部ではGPA（Grade Point Average）制度を平成21年度から導入し、学生が履修した科目の成績の平均値（GPA）を、配属実習を行う判断基準としている。配属実習を行うに当たって事前学習を重視することで、配属実習の単位の実質化を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

学科の特性に応じ、講義、演習、実験・実習の相異なる比率を設定している。例えば、講義については、環境理学科の72.4%が最も高く、文化学科の70.2%がこれに次ぎ、社会福祉学科が65.9%、生活デザイン学科が63.2%、健康栄養学科が63.0%で、看護学科の56.0%が最も低くなっている。演習については、看護学科の34.6%が最も高く、社会福祉学科の27.1%がこれに次ぎ、文化学科が26.0%、生活デザイン学科が10.5%、環境理学科が2.6%で、健康栄養学科の1.1%が最も低くなっている。実験・実習については、健康栄養学科の35.8%が最も高く、生活デザイン学科の26.3%がこれに次ぎ、環境理学科が21.1%、看護学科が9.4%、社会福祉学科が7.1%で、文化学科の3.9%が最も低くなっている。

少人数教育が実施されていることは、学部では教員一人当たり平均学生数が10.2人であること、及び大学院では研究指導教員一人当たりの平均指導学生数が3.7人であることから明らかである。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学統一形式のシラバスが作成されている。教務委員会が、全学的観点から教育課程編成の主旨を明確にし、具体的なシラバスモデルを提示して平成20年度から実施している。シラバスには、科目名、授業の概要、達成目標（達成水準）と評価の基準、授業計画、成績評価の方法、教科書・参考書等などが記載されている。

平成20年度の導入時には、授業内容が読み取れない、到達目標が曖昧、授業時間外の学習方針が示されていない、参考図書の紹介がないといったシラバスも散見されたが、平成21年度には、その問題点は解消され、学生に必要な情報が掲載されるようになっている。

シラバスは年度当初のオリエンテーションで学生全員に配付され、平成21年度からはウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

図書館を開放し、希望する学生の大学内での自主学習に配慮している。また、学生自習室や学生研究室にパソコンや専門書などを備えているほか、実習室やLL教室、情報処理室なども開放しており、自主学

習の環境を提供している。

少人数制のメリットを活かし、基礎学力不足の学生に対しては、学部学生委員会、学部教務委員会、科目担当教員や学年担当教員などが支援する体制をつくり、履修相談を含めた各種相談に応じている。科目担当教員や学年担当教員への相談に際しては、全学で設定されたオフィスアワーが活用されている。

各学部は、各種相談と並行し、以下のように、当該学部の学生の実状に沿って基礎学力不足の学生に対応している。

生活科学部では、生活デザイン学科、環境理学科で新入生対象アンケートを実施し、入学者受入方針との適合性、高等学校での履修科目及び大学で学びたいことなどを調査して、対応措置を実施している。健康栄養学科では、「基礎生物科学」、「健康環境情報論実習」において基礎学力の把握を行い、対応措置を実施している。

文化学部では、最低限英語及び日本語の基礎学力を把握するため、英語については平成 19 年度に TOE I C のスコア分布状況を検証して平成 20 年度入学生から 2 年次終了時点で TOE I C 400 点のクリアを目標とし、日本語については、平成 20 年度から全員に 3 級レベル以上の日本語文章能力検定試験を受験させ、2 年次終了時点で準 2 級レベルのクリアを目標としている。

看護学部では、基礎的な知識や技術習得等が不足したり、そのために留年した学生への支援として、講義中・後に疑問や質問の時間を設け、講義終了後あるいは次の時間に回答している。統計学については、理解状況を確認の上、知識が不足したり、不得意な学生に対しては補習を行っている。

社会福祉学部では、欠席が多い学生やほかの学生に比べて支援が必要と思われる学生には、学年担当教員、ゼミ担当教員、各科目担当教員による個別指導を行う体制を整えている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学則第 4 章「修業年限及び在学期間、教育課程並びに履修方法」所収の第 18 条「共通教育科目」、第 19 条「専門教育科目」、第 20 条「教職に関する専門教育科目」、第 22 条「単位」、及び学則とは別に定められた「学修評価規程」を前提として、第 23 条「学修の評価」に明示されている。

卒業認定基準は、学則第 5 章「卒業、学位及び資格」所収の第 26 条において、学部及び学科の区分に応じて定められた「卒業要件」を前提とし、第 27 条「卒業の認定」及び第 28 条「学位の授与」に明示されている。

これらの成績評価基準や卒業認定基準に関わる学則及び学修評価規程は学生便覧に記載され、オリエンテーション等で説明されており、全学生に周知されている。また、各教科の単位認定に関する評価方法はシラバスに記載され、全学生に周知されている。

卒業論文・卒業研究は、各学部とも発表会・報告会などを開催しており、1年間の学習状況、発表会での発表内容、論文を総合して評価している。

卒業認定は、3月上旬に卒業判定のための教授会で審議・判定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確さを担保する措置として「成績に関する学生の疑義への対応について（申し合わせ）」を定め、平成21年度から運用を開始している。なお、この申し合わせは、学年初めのオリエンテーションで学生に配付する学生便覧に掲載し、周知している。

このことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院では、各研究科の人材養成に関する目的を達成する教育課程を体系的に編成している。

看護学研究科（修士課程）では、看護学研究科規程第3条に示された「広い視野に立つて精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または看護専門職に要求される高度な能力を養うこと」を教育目的として掲げ、教育課程は看護学共通科目及び専攻領域科目からなる授業科目によって編成されている。看護学共通科目の授業科目は、いずれも選択科目の「看護理論と実践」以下12科目が配置されている。専攻領域科目は、いずれも選択科目で、家族看護学領域の12科目、精神看護学領域の10科目、在宅老人看護学領域の27科目、がん看護学領域の8科目、小児看護学領域の8科目、慢性看護学領域の8科目、看護管理学領域の10科目、臨床看護学領域の16科目が配置されている。

看護学研究科（修士課程）には、専門看護師（CNS）コースと研究コースが置かれている。専門看護師コースは、がん看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、在宅老人看護学領域、慢性看護学領域に開設され、看護職者の高度な能力を培っていくための教育課程が編成されている。研究コースは、家族看護学領域、看護管理学領域、臨床看護学領域に開設されている。

人間生活学研究科（修士課程）では、人間生活学研究科規程第3条に示されるように、「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」を教育目的として掲げている。最も中心的な教育理念は、「地域社会の特性をふまえて、生活・社会福祉・文化・環境の面から、地域の人々の生活に関する総合的な地域システムづくりを計画・遂行できる高度専門職業人を育成する」（人間生活学研究科の理念・目的を定める規程第2条（2））ことに置かれる。教育課程は、選択科目6・必修科目5の授業科目を配置する共通科目、いずれも選択である授業科目11を配置する生活科学領域科目、いずれも選択である授業科目10を配置する社会福祉領域科目、いずれも選択である授業科目7を配置する文化領域科目、及び課題研究演習によって編成されている。

健康生活科学研究科（博士後期課程）では、健康生活科学研究科規程第3条に示されるように、「健康生活に関する学術と研究を推進し、その深奥を究め、自立して研究活動を行う高度な専門的能力を養う」

ことを教育目的として掲げている。

教育課程は、研究指導科目及び研究支援科目から編成されている。

このうち研究支援科目は、看護学領域・生活科学領域・社会福祉学領域からなる領域科目と専攻共通科目から構成されている。研究支援科目のうちの領域科目は各領域の理論等を教授するために置かれ、看護学領域に14科目、生活科学領域に6科目、社会福祉学領域に6科目がそれぞれ選択科目として置かれている。研究支援科目のうちの専攻共通科目は、いずれも選択の3科目からなり、複眼的に健康課題の展開と研究能力を養うことを狙いとして置かれている。

研究指導科目は博士論文の作成指導のために置かれている。研究指導科目は、看護学特別研究、生活科学特別研究及び社会福祉学特別研究の3研究領域からなり、各研究領域にⅠ・Ⅱ・Ⅲ、合計して9つの授業科目が置かれている。この3研究領域の特別研究から学生が選択した1つの研究領域の4単位が選択必修となっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院学生の学習上の多様なニーズに対応するための取組を行っている。看護学研究科（修士課程）では、進路をめぐる学生の多様な要求に対応して専門看護師コース、研究コースを設定し、かつ最新の学術の発展動向を紹介し、研究や課題研究に反映するように指導している。人間生活学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（博士後期課程）では、学生の学習ニーズに共同して対応し、複合的な領域を探索できるように教育課程を編成するとともに、最新の学術動向を紹介している。各研究科の教育課程は、それぞれの授業科目を相互に履修し、さらに学部授業科目の履修も可能となるように編成されている。例えば、人間生活学研究科（修士課程）では学芸員資格取得希望者には、該当学部である文化学部の授業科目を履修できるよう配慮している。

社会の要請に対応する取組として、有職者などの社会人の学習条件を容易にするため、開講時間・在学期間の柔軟な調整を行っている。開講時間については、人間生活学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（博士後期課程）では、有職者などの社会人を主な対象にしているため、開講時間の設定に工夫をこらし、土曜・日曜・祝日を中心に集中講義で授業科目を開講している。また、在学期間については、優れた業績を上げた者については、人間生活学研究科（修士課程）では1年以上在籍すれば修了を可能とし、健康生活科学研究科（博士後期課程）では修士課程も含めて3年以上大学院に在籍すれば修了できるようにしている。また、人間生活学研究科（修士課程）においては、長期履修制度を導入し、職業に就いているなどの理由で標準修業年限を超えて教育課程を履修する学生には、3年間で履修することができるように配慮している。この適用を受けると、授業料総額は2年で修了する場合とほぼ同額になる。平成21年5月1日現在、在学生33人のうち、長期履修制度を活用している大学院学生は13人である。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

自主的な学習ができるよう院生研究室やゼミ演習室を整備して授業時間外の学習を支援している。また、複数の指導教員によるきめ細やかな指導や指導時間などを確保して指導内容の充実に努めている。

このことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

講義は、看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）、健康生活科学研究科（博士後期課程）の3研究科のいずれの場合にも、対話・討論形式で実施している。また、研究科の特性に応じ、模擬患者・医師役等を設定して行うロールプレイ、臨床現場での会議及びゼミなど、参加者中心の学習法を採用している。

看護学研究科（修士課程）の授業は、講義科目、演習科目、実習科目（専門看護師コース）から編成されている。研究コースでは、講義科目と演習科目との比率が1：1、専門看護師コースでは講義科目、演習科目と実習科目の比率が5：3：2となっている。

人間生活学研究科（修士課程）の授業は、講義科目と論文作成のための演習科目（課題研究演習）から編成され、その比率は、科目数換算で9：1である。

健康生活科学研究科（博士後期課程）の授業は、講義科目（専攻共通科目と各領域科目からなる研究支援科目）と演習科目（研究指導科目）から編成されている。演習科目（研究指導科目）の選択必修4単位を支援するのが講義科目（研究支援科目）で、各領域によって異なるが、講義科目が22～28単位分を占めている。

人間生活学研究科（修士課程）と健康生活科学研究科（博士後期課程）では、社会人を多く対象とするという条件や研究者養成という目的に沿って、論文作成のための演習科目が設定されているが、講義科目が多くなっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（博士後期課程）では、シラバスが学部と同じ様式に統一されており、科目名、授業の概要、達成目標、授業計画、成績評価の方法、教科書・参考書等などについての必要な情報が学生に提供されている。

シラバスは、年度初めのオリエンテーションで配付され、学務委員からの詳細な説明が行われている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

看護学研究科（修士課程）及び人間生活学研究科（修士課程）では、それぞれ修士学位審査に関する内規が、健康生活科学研究科（博士後期課程）については、博士学位審査に関する内規が定められており、これらに従って研究指導及び学位審査が行われている。

研究指導は、主（正）研究指導教員1人と副研究指導教員2人の計3人で行い、研究計画書提出、研究計画書審査、必要なケースにおける研究倫理審査、中間報告会発表、論文提出、論文審査という過程に即して行われている。健康生活科学研究科（博士後期課程）は、他領域の指導教員が1人必ず加わることになっている。

また、研究上有益と認められる場合は、ほかの大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることができる。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

主（正）研究指導教員は、大学院学生の専攻領域の専任教員が担当し、テーマの選定及び研究方法の検討から論文作成までのすべての過程で責任を持って直接指導している。副研究指導教員は、主研究指導教員と共に履修指導及び研究指導を補助し、各種審査を行い、最終の論文評価も行っている。

看護学研究科（修士課程）では、主研究指導教員が中心となり2人の副研究指導教員が定期的に指導を行い、2年次の4月に研究計画書提出、研究計画書の審査、研究計画書発表会を行い、12月に研究の中間審査を受け、1月に修士論文を提出している。提出された修士論文は3人の審査委員から審査を受け、3月に論文発表会で全教員の討論の場を設けている。

人間生活学研究科（修士課程）では、年1回中間報告会を開催し、正・副研究指導教員以外の教員による発表内容へのコメントや指導を実施している。

健康生活科学研究科（博士後期課程）では、主研究指導教員の承認の下で、1年次の研究計画書審査、2年次の中間報告、3年次の9月提出の博士論文一次審査を経ることになっている。一次審査合格者に対して、学位論文審査委員会を立ち上げ、博士論文審査及び最終試験を行っている。それらの合格者には公聴会を実施している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院の授業科目の単位認定は、試験又は研究報告等により、当該授業科目の担当教員が行い、その際の成績評価基準は、学則第22条及び学修評価規程を準用することを各研究科規程で定めている。

課程修了の要件は修士課程については、大学院学則第24条、博士後期課程については、大学院学則第25条に定めている。

学則及び大学院学則は、大学院学生便覧に掲載されており、大学院学生全員に配付され、入学時のオリエンテーションで学務委員が説明を行っている。

これらに従って、単位については、授業科目担当者が認定し、課程の修了については大学院学則に基づ

いて、研究科委員会の議を経て学長が行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る規程としては、第一に大学院学位規程、第二に看護学研究科規程、人間生活学研究科規程及び健康生活科学研究科規程、第三に「看護学研究科修士学位審査に関する内規」、「人間生活学研究科修士学位審査に関する内規」及び「健康生活科学研究科博士学位審査に関する内規」を定めている。ここでは、研究仮題目の提出、研究計画書提出、中間報告会、論文発表会、審査委員会、第一次審査、論文審査及び最終試験、審査結果の報告、学位授与の決定、論文発表会（博士学位の場合）という一連の手順を示している。これらについて記載された大学院学生便覧は、大学院学生全員に配付されており、入学時のオリエンテーションで学務委員から説明を行っている。

論文審査委員会は研究科委員3人で、主（正）研究指導教員及び副研究指導教員（研究科委員会が指名した専任教員）2人以上で構成し、論文審査委員会を設けて大学院学生ごとに審査を行い、審査結果を研究科に文書にて報告し、研究科委員会で審議決定する。博士課程の場合は、一次審査に合格した場合、副研究指導教員1人を追加した4人で学位審査委員会が設置され、博士論文の審査及び最終試験を行い、審査結果を研究科長に文書で報告し、博士の学位授与の可否について研究科委員会で審議し、決定している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

大学は、「シラバス記載要領・記載例」において、成績評価の方法欄を設け、成績評価の基準を記載している。このことを踏まえ、人間生活学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（博士後期課程）では、大学院学生便覧所載のシラバスのすべての授業科目の成績評価の方法欄に具体的な記入を行っている。

また、比較的規模が小さな大学院であり、授業担当教員と大学院学生とが一对一で対応できるという特徴から、授業担当教員が大学院学生からの問い合わせに対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共通科目には、高知県の歴史・文化・経済・自然・健康・福祉などを重視した土佐学、及び女子大学としての特色を踏まえた女性学を配置している。
- 大学院に入学する社会人学生の就学条件を保障するため、開講日・開講時間の調整、在学期間の短縮及び長期履修制度の導入など、総合的施策を講じている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学の人材育成目標の達成度については、『年報』で、当該年度末までの教員免許申請状況及び国家試験合格状況、及び当該年度の卒業生就職状況を公表している。

また、毎年度末に、各学部、各研究科、新設予定の学部設置準備委員会、各センター、各全学委員会、その他全学のワーキンググループ・プロジェクト及び課室等の代表者が一堂に会し、当該年度の活動を、レジュメを配付し、各15分で報告・質疑を行う「アニュアルレビュー報告会」を開催し、その中で、各学部・研究科の資格取得及び就職状況について報告を行っている。

全学で学生への授業評価調査を行い、達成状況を検証し、その内容を年度ごとに、『学生による授業評価実施報告書』としてまとめている。平成19年度の場合、報告書は2冊からなり、総計423頁、共通教育科目、教職科目、学芸員資格科目、生活科学部、文化学部、看護学部及び社会福祉学部の7単位に整理され、各単位ごとに、アンケート結果のみでなく、責任者の総括及びすべての担当教員の自己評価コメントが掲載されている。

さらに、看護学部では、教務委員会が中心となり、教育目標や養成しようとする人材像から達成状況を検証し、その結果を基に個々の科目や実習のシラバスを定期的に見直し、カリキュラム改正に取り組んでいる。

平成20年度には、生活科学部、文化学部及び看護学部では、達成度評価アンケートを卒業生に実施し、さらに看護学部では平成19年度に在学生を対象に看護技術・看護概念・看護理論などの修得度の調査を行うなど、検証のための様々な取組を行っている。

大学院では、大学院学則の第2条及び各研究科規程の第3条で教育目標を定め、養成しようとする人材像を明確にしておき、看護学研究科（修士課程）では、平成20年度に全修了生を対象とするカリキュラム評価や達成評価を行うための調査を実施している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

〔学部教育について〕

履修登録者の中で単位修得に至った者の割合である単位修得率は、平成20年度においては、全学で89.9%、学部別では79.8～98.3%である。

平成 17 年度入学生のうち、生活科学部の生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科、文化学部、看護学部及び社会福祉学部を標準修業年限の 4 年間で平成 21 年 3 月に卒業した学生の比率は 88.9%、95.2%、90.5%、86.0%、93.2%及び 100%である。

大学で取得できる看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格率は、平成 20 年度については、それぞれ 100%、100%、71.4%、78.4%、93.8%である。すべての資格において全国平均を上回っている。

卒業（学位）論文等の公表にも積極的に取り組んでいる。例えば、生活デザイン学科では、学生の研究成果に基づいて行われた学会発表、学会誌等の誌上発表論文、卒業設計での作品及び設計実習での作品中の受賞点数、「環境デザイン実習」及び「住居設計実習Ⅲ」での制作作品のうちの団体受賞点数はそれぞれに顕著である。例えば、平成 15～19 年度の学会発表は合計 46 件に達している。看護学部では、平成 19 年度の 11 件の卒業研究に基づいて、6 件の学会発表、5 件の誌上発表が行われた。

〔大学院教育について〕

修士課程・博士後期課程の各年度の入学者数及び、修了者数の状況は以下のとおりである。

看護学研究科（修士課程）では、平成 10 年度から 19 年度まで 120 人が入学し、平成 21 年 3 月までの修了者は 111 人である。人間生活学研究科（修士課程）では平成 13 年度から 19 年度まで 111 人が入学し、平成 21 年 3 月までの修了者は 83 人である。健康生活科学研究科（博士後期課程）では平成 13 年度から 18 年度までに 57 人が入学し、平成 21 年 3 月までの修了者は 31 人である。

人間生活科学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（博士後期課程）の標準修業年限内の修了率には課題はあるものの、両研究科とも職業に就いている社会人の受入を積極的に行っていることを反映している。

大学院の学位論文の公表状況は以下のとおりである。

看護学研究科（修士課程）では、平成 20 年度までの修了生 111 人の中、修士論文に基づく学術学会誌、論文集、紀要等での発表は 59 件である。

人間生活学研究科（修士課程）は、平成 20 年度までの修了生 83 人の中、修士論文等の研究成果を論文として発表した件数は延べ 31 件である。当該研究科では、研究者養成より高度職業人養成を目標としている。

健康生活科学研究科（博士後期課程）においては、平成 20 年度までの修了生 31 人の中で、博士論文等の研究成果を論文として発表した論文は延べ 34 件（投稿中 3 件）である。

平成 20 年度には研究科設置 10 周年を迎える節目として 194 人の修了生の修士論文のタイトルと論文要旨を集約し関連施設・機関に配布し、修士課程教育の成果を発信した。

資格取得状況について、看護学研究科（修士課程）は専門看護師養成機関及び認定看護管理者教育機関としての認定を受け、専門看護師や認定看護管理者を養成している。平成 20 年度現在の専門看護師の認定者数は、がん看護、小児看護、精神看護、老人看護、地域看護、慢性看護及び家族看護にわたり、合計 28 人、認定看護管理者の認定者数は 5 人である。特に専門看護師は、全国の認定者数 302 人の中で当該大学の修了生が占める割合は 9.3%と、高い割合を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

〔学部教育について〕

平成 19 年度には、全教員が学生授業評価を実施しており、『学生による授業評価実施報告書』にまとめ

られている。平成 20 年度に、全学を対象として実施した学生授業評価調査では、延べ 4,820 人から回答を得ている。生活科学部の 3 つの学科、文化学部、看護学部及び社会福祉学部の平均では、授業について「大いに満足している」学生は 42.6%、教材の適切さについて「たいへん適切であった」と評価している学生は 41.6%、教員の授業への熱意について「大いに感じられた」学生は 54.9%となっている。さらに、学生自身が意欲的に当該の授業に取り組めたと自己評価している学生は 35.6%となっている。

看護学部では、平成 19 年度に、知識や技能の習得度に関する 2～4 年次生を対象とする調査を行った。そこでは「4 年間で学ぶ看護技術」「4 年間で習得する N I C 心理社会的介入項目」及び「4 年間で学ぶ概念」「4 年間で学ぶ理論」などを把握する試みが行われた。その結果によれば、看護学部では、学生は学年を経るに従って確実に知識や技術を習得していると認識している。同学部ではまた、平成 20 年度の卒業前の看護学部 4 年次生を対象として看護学部における教育が「役立っている」かどうかを、科目区分別に、5 点法で調査を行ったところ、共通教育科目 3.11、専門基礎科目 4.36、看護専門科目 4.53、学内演習・臨地実習 4.58、看護研究 4.11 という結果であり、専門科目についてはおしなべて「役立っている」という認識が示されている。「看護専門職者として歩んでいく自分に自信が持てる」という設問への回答は、3.96 である。

文化学部では、平成 19 年度に、4 年次生を対象とする「文化学部の教育システムと満足度」の調査を行った。79 人中 47 人から回答があり、「4 年間の学習状況については 42%が満足をしている」、「4 年間の学びについては 76%が満足している」などの結果を得ている。

〔大学院教育について〕

大学院における教育に関しては、人間生活学研究科（修士課程）について、平成 20 年 12 月 19 日、「高知女子大学大学院人間生活学研究科の講義・研究指導等に関する調査」が行われ、平成 21 年 1 月「高知女子大学大学院人間生活学研究科の講義・研究指導等に関する満足度等調査結果の概要」が発表された。

看護学研究科（修士課程）と人間生活学研究科（修士課程）では、在学生を対象として、講義内容、開講方法、研究指導、研究環境に関するアンケート調査を行っている。

また、看護学研究科（修士課程）では、平成 20 年度に、修了前の学生 14 人を対象として、「カリキュラムが役だっているかどうか」を 11 の課題別に 5 点法で調査した。8 課題については 4 点台の回答を得ている。ただ、「高度な専門的知識・技術を開発する」、「必要なケアを提供するために保健医療福祉に携わる人々の調整を行う」及び「社会の変化に対応する保健医療システムの変革に関わる」の 3 課題については、3 点台の回答にとどまっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部において高い就職率を得ている。

平成 20 年度については、看護学部では 97.5%、生活科学部健康栄養学科では 89.5%である。看護学部では、卒業生のほぼ全員が資格を活かすことのできる職場に看護師、保健師、養護教諭として就職している。社会福祉学部では 94.1%であり、その 4 分の 3 の学生が資格を活かすことのできる福祉領域の職場に、医療ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカー、福祉施設のソーシャルワーカー及び介護職、児童相談所及び精神保健福祉センター職員として就職し、また、社会福祉協議会や高齢・障害者支援機構などとなっている。生活科学部生活デザイン学科では 82.6%、生活科学部環境理学科では 87.5%、文化学部では 81.1%であり、これらの学部の卒業生は、建設・住宅、流通・小売、金融・保険、情報サービス、自動

車、教育等、多岐にわたる分野に就職している。

また就職する以外にも、少数ではあるが、各自の専門性を深めるために大学院や専門学校等へ進学する卒業生があり、平成 20 年度では、看護学部 7 人、社会福祉学部 1 人、生活科学部の生活デザイン学科 2 人、健康栄養学科 1 人、環境理学科 4 人の合計 7 人となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先等の関係者への意見聴取は、民間企業志望者の多い生活科学部、文化学部の教員と学生支援担当の職員が、採用実績のある企業等を訪問し、人事担当者と面談して、新規採用計画や卒業（修了）生の就職後の状況を把握している。近年の調査では、生活科学部、文化学部の採用実績のある企業からは、「プレゼンテーションが上手で自分の意見をはっきり伝える」、「毎年 1 人程度採用しているが各店舗で頑張ってくれている」などという肯定的評価が多く出された。

看護学部卒業生の就職先である病院関係者からは、当該大学の卒業（修了）生は「主体的・能動的に機能する」、「研究的視点を持って追求している」、「人間性・感受性豊かに物事を考える」点など、学部の教育理念に沿った看護や社会福祉従事者としての能力が身に付いているとの評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、管理栄養士などの国家試験合格率が、全国平均に比べて高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生及び編入学生については、入学式後に3日間の「新入生オリエンテーション」を行い、共通教育・教職課程・学芸員課程・学部学科別及び事務局のガイダンスを実施している。事務局のガイダンスには、学生支援の内容を含んでいる。

オリエンテーション初日には、学部学科別に新入生と保護者との合同ガイダンスを実施し、所属学科の教員及び学科の教育理念などの紹介、学生生活全般の概要、諸手続きに関する説明・指導及び就職先などの説明を行っている。

在学生に対しても、「新入生オリエンテーション」の1日目及び2日目に「在学生オリエンテーション」を行い、学部学科別に、学科教務委員から履修指導が行われている。

新入生のオリエンテーションへの参加率は100%であり、在学生も約80～90%がガイダンスに参加している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習相談は、各学部学科の学年担当教員、授業科目担当教員、卒業研究の担当教員及び学生課教務事務職員などが行っている。

学年担当教員は、各学部・学科ごとに決定され、入学から卒業まで、選択科目や再履修科目の履修相談など、学習相談を含めた学生生活全般について個人指導が行われている。

授業科目担当教員はオフィスアワーや、電子メールを利用した質問や相談に応じている。また、各授業終了後、研究室を開放し、いつでも学生に対応できるようにしている。平成21年度からは、全学部のシラバスの概要にオフィスアワーを記載し、学生が相談しやすいようにしている。

大学院の各研究科でも、主（正）研究指導教員が、直接、あるいは電子メールを利用して、学習指導に関する質問や相談に応じている。

また「オピニオンボックス」（管理者：学生部長、教務部長、人権委員会委員長、事務局長）を永国寺・池両キャンパスに各2か所設置し、投函された学生の質問や要望などに対応し、学部長などの大学管理者が内容に応じて必ず回答を公表している。

携帯電話情報サービスを実施し、携帯電話端末用大学ウェブサイト休講情報を掲載するとともに、「事務局にひと言」コーナーを設置している。このコーナーは、学生から大学事務局に対する意見や疑問、相

談などを気軽に言える場として設けたもので、回答が必要な場合はメールで返信したり、学生課の掲示板で公表している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

大学が国際交流協定に基づいて受け入れている交換留学生（平成21年度は13人）に対しては、国際交流委員会が中心となり、日本語教育や日本語事情についての教育を実施するとともに、チューターを配置して学習支援を行っている。

大学院では、大学院設置基準第14条の適用対象となっている社会人学生が在籍しているため、勤務時間等に配慮し、休日等の授業や電子メールを利用した学習指導が行われている。特に、人間生活学研究科（修士課程）在籍の大多数の学生は有職者であるため、「長期履修制度」を導入し、2年間での修了か、最長3年間での修了かを選択できるようにしている。なお、3年間の履修期間であっても、授業料は2年分である。

また、障害のある学生には、使用教室や座席について配慮を行い、専用机・椅子やスペースを確保し、学年担当教員や友人によるノートテーカーや、教室への入退室の援助などの学習支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境は、永国寺及び池の両キャンパスにおける共用施設と、各学部及び研究科においてそれぞれ整備されている。

共用施設としては、永国寺キャンパスに、図書館（パソコン5台）、総合情報センター第1情報演習室（パソコン25台）、同第2情報演習室（ワークステーション25台）、就職相談室であるワクワクWork！！（パソコン10台）、CAI教室（パソコン55台）、CAI実習室（パソコン5台）、コミュニケーションルーム及びカンファレンスルームなどが置かれている。また、池キャンパスに、池情報処理演習室（パソコン25台）、図書室（パソコン4台）、ワクワクWork！！及びその他の学生用グループ研究室、教員院生用グループ研究室が置かれている。

すべての学部・研究科で、それぞれ教室、セミナー室兼資料室、実験実習室、実習室などを授業のない時間帯に開放している。また、すべての学部・研究科において、学生のために、自習室を備置し、多くの場合、パソコンあるいはインターネット接続可能なパソコンを設置している。看護学部には看護教育研究開発室が、看護学研究科（修士課程）では大学院学生と教員の合同研究室が設けられ、専門図書・雑誌等が整備されている。

また、自己学習室、演習室、グループ室、教育研究開発室などには、視聴覚教材を含む自己学習用の教材を整備している。看護学部では実習室に看護技術練習用のモデル人形及び種々のケア物品を整備すると

ともに、必要に応じて教員及びTA学生による相談体制を整えている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学公認の学生サークルは、体育活動サークルが 18 団体、文化活動サークルが 32 団体登録され、700 人を超える学生が積極的に参加している。活動拠点として、体育館、運動場、テニスコートや学生会館などがある。

四国インカレ参加費をはじめサークルの要請に応じて経費を交付するとともに、教室等の大学施設の開放を行い、サークル活動を支援している。

入学時に学生全員が学生教育研究災害傷害保険に加入している。サークル活動中の事故に対する保険金請求の手続きは学生課で行っている。

地域におけるボランティア活動は、例えば、サークル「エスコーターズ」や看護学部の学生の場合のように、活発に行われている。看護学部の場合には、看護学部教員が指導を担当している。すなわち、看護学部では、平成 17 年度から、教員・学生が協同して、ボランティア委員会を組織し、学生の地域ボランティア活動の推進窓口となっている。ボランティア活動は、「学校保健」「小児」などの 5 領域にわたっている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の生活支援に関する総合相談は、学生課の学生支援担当の専任職員 2 人が行っている。

日常の健康に関する相談は両キャンパスの保健室の職員 3 人が行い、精神面での専門的な相談は精神科医、臨床心理士、婦人科医師が行っている。平成 20 年度では、「保健室」での相談は 212 件、精神科医師による相談は 43 件、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーによる相談は 102 件、婦人科医師による相談は 20 件、合計 377 件である。このように保健室における相談は学生の精神面の支えとして機能している。

また、入学式翌日と翌々に全学生の健康診断を実施しており、受診率は 98% である。

就職や進路の相談窓口としては、就職支援室（ワクワク Work!!）が設置されており、相談員 6 人（永国寺 4 人、池 2 人）が配置され、学生の就職先の情報の入手やその相談に応じている。平成 20 年度において、就職相談室（ワクワク Work!!）は、合計 2,277 件の相談を行っている。

就職支援室は、例えば、平成 19 年度については、4 月に先立つ 19 年 2 月の人事院による「国家公務員の仕事」の説明に始まり、4 月の「大切な一歩を踏み出すために」、5 月の公務員ガイダンス・教員ガイダンスなど、平成 20 年 3 月までの約 1 年間で、合計 24 回の行事を開催している。

また、学年担当教員や卒業研究担当教員が、学生の生活、進路相談に応じている。

各種ハラスメントなどに関しては、人権委員会が設置されており、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及び学内の人権事項に対応している。ハラスメント防止に対するガイドラインや、携帯電話のメールによる相談窓口の体制も整備されている。このほかに電子メールを使用した「事務局にひと言」や、紙で投函する「オピニオンボックス」といった相談窓口を整備し、必要に応じて質問に回答、公表している。これらはオリエンテーション時に学生便覧を使って学生に周知している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生への生活支援は、国際交流委員会が中心となって対応している。国際交流協定に基づく海外からの交換留学生に対しては、全員に対して、入学料、入学手数料、授業料を免除している。また、2～7日間の体験ホームステイ先を斡旋し、年2回程度のバスハイキングを実施している。相談教員3人と事務職員1人を配置して相談に応じており、全員に対して学生チューターを配置している。中華民国及び中華人民共和国の学生には、宿舍を無料提供し、宿舍のインターネット環境を整備している。また全員に自転車を貸与している。

発達障害のある学生に対しては、平成21年度に「高知女子大学「発達障害の学生支援体制について」－高知県自閉症協会の要望への対応－」が作成され、支援体制が整備されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する主な経済的支援としては、授業料免除、日本学生支援機構からの奨学金斡旋及び大学独自の奨学金交付、学生寮の貸与とアパート・マンションの斡旋がある。

授業料免除については、平成19年度の授業料免除者数は、学部学生については、希望者の約40%（希望者187人中免除者75人）、大学院学生については免除者7人である。

日本学生支援機構奨学金の貸与者は大学院学生を含めた全学生数の47.3%である。平成20年度については、申込者総数は132人、採用者は第1種52人、第2種92人で、両者のうち第1種・第2種併用が13人であり、合計で実質131人となっている。

「高知女子大学後援会奨学金」「しらさぎ会奨学金」（同窓会）については、平成19年度に、前者は4人、後者は1人に給付を行っている。

学生寮の貸与及びアパート・マンションの紹介は、学生の約7割が自宅外通学であるという事情に対応したものである。

学生寮「あふち寮」は定員76人（1部屋4人制）であり、毎年新入生を対象に入寮者を募集している。入寮希望者は多く、毎年、満室状態である。平成19年度は62人で、競争率1.8倍、平成20年度は51人で競争率1.9倍であった。入寮者は希望者の家庭の経済状況をもとに決定されている。

学生寮は昭和45年建築のため、平成22年度に耐震診断を行う計画である。また、平成22年度からは、池キャンパスの学生数が増加し、学生の入寮希望が増加することも予想されるため、現在、設置者である県に対して学生の寮の建築を要望している。

アパート・マンションの紹介においては、仲介手数料のかからない物件を対象としている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- サークル活動及び地域におけるボランティア活動が活発に行われている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校舎敷地面積は、永国寺キャンパス 14,429 m²、池キャンパス 31,586 m²で合計 46,015 m²、運動場は、永国寺キャンパス 7,406 m²、池キャンパス 9,620 m²で合計 17,026 m²であり、大学設置基準に定められた校地面積以上が確保されている。一方、校舎等面積は永国寺キャンパス 10,093 m²、池キャンパス 12,566 m²で合計 22,659 m²、そのほかに永国寺キャンパスの講堂兼体育館が 1,238 m²、池キャンパスの体育館が 3,337 m²などであり、大学設置基準に定められた校舎面積以上が確保されている。

大学設置基準第 36 条第 1 項から第 4 項に定める施設については、基準以上のものが設置されており、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のための施設・設備が整備されている。大学設置基準第 36 条第 5 項の対象施設として体育館及び学生会館や学生寮等の福利厚生施設を設置している。

バリアフリー対策は、永国寺キャンパスでは、講義棟、管理棟、実験棟 1 階、南学舎 1 階、体育館、図書館、学生会館 1 階は車いすでの移動が可能である。それ以外の施設については未実施である。池キャンパスの既存施設は、バリアフリー対応をコンセプトにした施設整備を行っている。

耐震診断等については、キャンパスの将来計画との関連を踏まえて、必要な対応をする予定になっている。

教育研究に必要な実験用機器等については、研究費及び学生実験実習費に加え、科学研究費補助金等の外部資金を活用して整備、充実及び維持している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

平成 14 年度に図書館と情報処理センターとを統合して総合情報センターが設立されて以来、図書・資料の電子化の進展やデータベースの多種多様化への組織的対応が可能となっている。

大学では、主に情報処理教育を行うため、情報演習室を永国寺キャンパスに 2 室、池キャンパスに 1 室設置し、また、永国寺キャンパスにコンピュータを活用した英語教育のための C A I 演習室を設置している。これらに対応する中央処理装置室及び情報処理管理室は、永国寺キャンパスに設置されている。

情報演習室、C A I 演習室ともに授業時間以外は学生に開放されており、学生の自己学習の場として、レポート作成やインターネット検索、電子メールでの課題提出などに活用されている。また、最近では、

これらの施設は、コースマネジメントシステムに基づく教材の配信など学習支援が行われている。

休講情報や集中講義情報等については、携帯電話サイトで情報提供している。

学内ネットワークには、UNIX ワークステーションと Windows システムがある。平成 20 年度の UNIX の登録は、教職員 302 人、学生 492 人で、Windows の登録は、教職員 51 人、学生 1,050 人である。この学内ネットワークに接続された端末は、永国寺キャンパス約 700 台、池キャンパス約 200 台、総数約 900 台となっている。このうち、学生が自由に使用できるパソコンは、授業時間帯以外において Windows システム系が使用できる情報演習室の 52 台が主となっている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設・設備の維持・管理については、高知県財産条例等に基づき事務局総務企画課で一括管理している。また、校舎管理規則が定められ、学生便覧及びウェブサイトで学生や教職員に公表されている。

施設のうち、大学図書館の利用については、高知女子大学総合情報センター図書館・高知短期大学総合情報センター図書館規程及び高知女子大学総合情報センター池校舎図書室資料等利用規則により、情報処理センターについては、高知女子大学情報処理センター利用規則に基づいて利用することとなっている。これらの規程等も、学生便覧、ウェブサイトで学生や教職員に公表されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

総合情報センター図書館は、永国寺キャンパスに本館、池キャンパスに図書室を設置している。なお、閲覧席は永国寺に 95 席、池図書室は 60 席設けられている。

図書等の資料の収集は、平成 20 年度第 9 回総合情報センター運営委員会で決定された「本学の研究・教育及び学生の人格形成と教養を高め、生活・文化を発展させ豊かにすることに資する資料を、長期的展望に立って収集する。」という方針に従って収集されている。

永国寺キャンパスにおける図書館で収集される図書は、分野別に見ると、一般教養分野、文化学部関係、生活科学学部関係の図書が主となっており、県立短期大学の図書室が併設されている関係で、社会科学系の図書も収集されている。池キャンパスの図書室は、医療・看護関係及び社会福祉関係の専門図書がほとんどであるという特徴がある。

当該大学の所蔵図書は、系統別にみると、専門図書、一般教養図書、参考図書、逐次刊行物及びその他に分類される。特に、地域資料としての高知県関係図書、女子大学という特性から女性学関連図書に特色を持たせている。

各年度に 2 回、各教員から授業等に関連した図書をリストアップする推薦図書制度が設けられている。新任教員は、上述の年 2 回における推薦図書とは別に、着任年度当初に推薦図書をリストアップして、学生の教育・研究環境を整えている。また、学生や教職員、その他利用者から購入希望を申し出ることができる希望図書制度をも設けており、学生の多様な学習ニーズに対応できるように努めている。

大学における所蔵図書等は、平成 21 年 4 月 1 日現在、蔵書 239,848 冊、学術雑誌 3,032 種である。これら以外の視聴覚資料も含め、司書資格を持つ職員が、分類・整理し、利用者への効率的な提供に努めている。

る。

インターネットを活用した新しい資料収集への取組の一環として、国立情報学研究所（N I I）、医学中央雑誌刊行会、E B S C O社などが提供する5種類のデータベース等については、学内LANに接続した端末から利用するサービスの提供を行っており、さらに、平成22年度からの電子ジャーナルの導入を決定している。

永国寺キャンパスの図書館の開館時間は、平日は9時から21時、土曜（夏季・春季休業中を除く）は10時から16時、池キャンパスの図書室は、平日は9時から19時、土曜（夏季・春季休業中を除く）は10時から16時となっている。

永国寺キャンパスの図書館及び池キャンパスの図書室はともに利用頻度は高く、平成20年度の利用状況は、90,232人の延べ入館者があり、24,796冊の図書が貸し出されており、有効に活用されている。また、平成19年度の学外登録者は、永国寺キャンパスの図書館及び池キャンパスの図書室合わせて1,347人であり、学生、教職員ばかりではなく、広く県民にも利用されている。

書籍や雑誌のほか、視聴覚室では、DVD（374タイトル）、CD（438タイトル）、ビデオ（1,329タイトル）、カセットテープ（609タイトル）等のAV資料の利用もできるようになっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 永国寺キャンパスの施設・設備については、老朽化が進んでいる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部及び大学院の教育活動の実態を示す基礎的データとしての授業関係（履修案内、シラバス、カリキュラム、成績、時間割等）の資料、進級・卒業・修了等の資料、さらに学部・大学院の入学試験及び進学・就職に係わる資料は、学生課が一元的に収集・管理し、それぞれの所定の期間保存されている。これらのデータは、教員の求めに応じて、個人情報の保護に留意しつつ提供されている。また、これらのデータの一部は、学生の個人情報を含まない形で編集され、当該大学の『年報』において公表されている。学生の試験答案、レポート及び卒業論文は担当教員及び指導教員が保管している。修士論文、博士論文は大学図書館において保管されている。

学生による授業評価の結果や学生生活に関する満足度調査の結果は、学生課が一元的に収集・蓄積して、各担当教員や各学部・研究科に提供されている。各学部・研究科が独自に行う調査等の結果は、各学部・研究科で収集・蓄積している。

教員個々の教育活動の包括的な実態は、全教員が前2年間の活動の自己評価を踏まえて各学部長に提出する「教員の2年間活動計画」の中でデータや資料が整備され、各学部が作成する学部報などの形で学内外に公表されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的な継続的に適切な形で活かされているか。

学生による授業評価は全学教務委員会が企画し、平成14年度から実施され、平成19年度からは非常勤講師担当科目を含む全授業科目について実施されている。評価結果は全学教務委員会によって取りまとめられて担当教員に提供され、担当教員によって課題の分析と改善策の提案が行われ、授業の改善が実施されている。これらの学生による授業評価結果、教員による課題分析結果、改善策は、全学教務委員会が編集する『学生による授業評価実施報告書』に掲載して公表している。

また、いくつかの授業科目では、授業時間ごとに、若しくは適当な期間ごとに受講生からアクションペーパーを求め、次の授業にそのフィードバックを行い、学生の理解度や学習ニーズに対応して、授業の内容を改善している。例えば、生活科学部では、「繊維製品消費科学」、「調理学実習」、「基礎食品学」など合計6科目で、社会福祉学部では、「介護概論」、「社会福祉援助技術総論Ⅰ」など合計5科目で実施されている。

教育の質の向上に向けて、授業評価のほか、多様な方法で学生の意見の聴取が行われている。生活科学部では新入生を対象とするアンケート調査や意向調査を行い、看護学部では2年ごとにカリキュラム評価のアンケート調査を行っている。看護学部では、このアンケート調査結果を踏まえて、平成20年7月31日、「みんなの意見をカリキュラム改善に生かそう—学生の意見・要望をふまえて」としてフィードバックの会を開催している。その結果、看護学部では、教科科目の開講時期の変更や演習科目の過密度の緩和など、合計4つの改善措置をとっている。

観点7-3-①で言及したオピニオンボックスへの意見に対する対応は、その内容に関係する部局等によって検討され、掲示あるいは学生への直接の通知により学生に提供されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成15年8月に学長諮問評価会議を設置し、その後、平成20年度の評議会で学外関係者からの意見を取り入れる努力をすることを確認し、この確認を踏まえ、平成20年12月10日開催の学長諮問評価会議では、「大学改革の状況」について報告した後、「男女共学化・名称変更」及び「永国寺キャンパスの在り方」について学外有識者の意見を聴取している。

ほかに、学部・研究科レベルでの学外者の意見聴取としては、入学式終了直後に実施する学長・学部長と父母等との全学的懇談会、文化学部・看護学部・社会福祉学部及び生活科学部の3学科と父母等との懇談会、生活科学部健康栄養学科の学外実習先職員等との懇談会、看護学部の臨床指導者会議、同学部の養護実習に関する連絡会、社会福祉学部の学部就職セミナーに招いた卒業生との懇談会、同学部の実習先担当者との実習連絡協議会、看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）、及び健康生活科学研究科（博士後期課程）における全国的専門学会開催時における修了生との交流、学生課職員による企業の人事担当者からの意見聴取などが行われている。

平成20年12月の学長諮問評価会議における上記のいくつかの指摘は大学として即刻真摯に受け止められており、また、各施設の実習指導者との意見交換会で指摘された学生の記録の書き方や患者との対応方法などは次年度には改善され、養護教諭から指摘された看護学部における授業内容の欠点が是正されつつあるなど、注目すべき成果も見られる。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価結果を受けて、各担当教員によってなされる分析及び改善のための対策・方針の検討は、『学生による授業評価実施報告書』に掲載され、公表されている。

この報告書の中で、例えば、看護学部では、「これまで演習について学生から出されていた多くの意見は、演習で取り上げる項目の見直し及びTAの活用によって、見られなくなった」、「対象が2回生であるので、講義内容をできるだけ視覚的に説明できる視聴覚教材を探索する」という記載がある。また、生活科学部では、ある教員が「2007-2008年度の2年間の活動計画を作成するにあたり、2005-2006年度の実施状況及び自己評価を簡潔に記述することから始めた」とし、自己評価サイクルの形成に努めていることが示されている。

平成 20 年度には、はじめて全教員の教員評価を試行した。この評価は、教員ごとの詳細な自己評価を踏まえて、教員ごとについての他者評価を、学部・大学として組織的に実施したものである。評価結果で特に問題のあった教員に対しては、各学部長による指導・助言が行われ、それに基づいた改善計画が次期の「教員の 2 年間活動計画」に組み込むシステムとして考案されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動は、各学部・研究科の教育分野や特性に対応するため、学部等を単位とした取組を主としている。各学部では、それぞれ独自の規程を策定してFD委員会を設置し、企画・運営を行って個別にFD活動を展開している。どの学部においても、教授会等、所属の教員の出席する会議と同時に開催されることから、多数の教員が参加している。また、これらのFD活動は、当該学部の教職員のみが参加するのではなく、全学の教職員に開放されている。

各学部におけるFD活動では、学生による授業評価で高評価を得た授業や、授業改善を行った実施事例などについて、その実施、工夫点、効果などについて意見交換し、相互学習が可能な形態で実施している。

生活科学部では、平成 20 年 5 月から平成 21 年 3 月まで合計 7 回のFD集会在持たれ、その中で、「学内における植物（野菜）栽培—管理栄養士養成のための新しいツールとして」などの報告が行われている。

文化学部では、平成 20 年 4 月から平成 21 年 1 月まで合計 8 回のFD集会在持たれ、その中の 2 回では、それぞれ同学部教員が「私の授業・私の実践」などのテーマで報告が行われている。

看護学部では、平成 20 年 7 月から平成 21 年 3 月にかけて 5 回のFD集会在持たれ、その中の 1 回では、准教授 6 人、講師 4 人、助教 8 人がプレゼンテーションし、1 年間行ってきた研究活動・研修活動・教育活動を共有し、看護学・看護教育の動向と課題を検討した。

社会福祉学部では、平成 20 年 6 月から平成 21 年 2 月までにFD活動として、教員の一人が学長特別枠経費による研究成果を発表し、社会福祉専門職養成機関としての役割とカリキュラム等について討議した。この間同学部教員は、全国レベルの研修会とセミナーへ各 1 回、中四国レベルの研修会へ 1 回参加している。

平成 20 年度には、当該大学が他の 34 大学・短期大学と共同申請した「四国地区大学教職員能力開発ネットワークによる大学の教育力向上」が文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択された。この事業では、ネットワーク加盟校が協働しながらFD・SDのプログラム開発や、教育業績記録、職員業績記録の開発、ファカルティ・ディベロッパー（FDe r）の養成を目指しており、現在は先駆的な取組の現地調査などに取り組んでいる。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

助手は、教育・研究の補助又は実習・実験の補佐を主な業務とする者として位置付けられ、研究費及び自己研鑽を奨励するため任意の学外研修費の予算が配分されるとともに、所属する学部のFD研修に参加

している。

T Aに対しては、授業担当前のオリエンテーションや個々の授業実施前の打ち合わせを行い、授業の進め方、指導の重点、留意点を説明するなど、T Aの授業への参加がT Aへの教育の機会となるように配慮している。T Aを対象とした「アンケートの」自由記載欄から、T A制度が大学院学生に教育効果の大きい研修の機会を与えていることが判明している。

事務職員は、平成 19 年度には、公立大学協会主催の公立大学法人会計セミナー、同法人化セミナー、同経営セミナーはじめ、合計 11 回、合計 13 人が学外研修に参加するとともに、全職員参加の人権研修会等も開催されている。また永国寺キャンパス事務室では、独自に 10 数回の研修を実施しており、他方、池キャンパス事務室では、高知県職員能力開発センター実施の研修会をはじめとする 4 回の学外研修に 4 人の事務職員が参加している。事務職員は、さらに、学部・大学院主催のFD企画にも参加し、課題意識の共有や解決に向けて取り組んでいる。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学部・研究科の教育分野や特性に対応するため、各学部では、それぞれ独自の規程を策定してFD活動を展開し、多くの教員が参加している。
- 平成 20 年度には、当該大学が他の 34 大学・短期大学と共同申請した「四国地区大学教職員能力開発ネットワークによる大学の教育力向上」が文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択された。この事業では、ネットワーク加盟校が協働しながらFD・SDのプログラム開発や、教育業績記録、職員業績記録の開発、ファカルティ・ディベロッパー（FDer）の養成を目指しており、現在は先駆的な取組の現地調査などに取り組んでいる。

【更なる向上が期待される点】

- 学部では、それぞれ独自の規程を策定してFD活動を展開しているが、全学的交流による相互学習を促進するためには、全学的な教職員集会やシンポジウム方式の導入が期待される。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

高知県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有しており、当該大学としての債務は存在しない。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、高知県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

また、当該大学では、学生が安定確保されていることから、規模に見合った収入が得られている。さらに、科学研究費補助金等の外部資金の確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、高知県を設置者とする公立大学であり、毎年度の高知県一般会計の歳入歳出予算については、高知県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

当該大学では、予算編成に当たって、大学運営会議で学内からの予算要求を審査し、予算要求の基本方針として整理を行っている。

これを評議会に諮り、予算要求の基本方針として決定している。決定後に予算要求を取りまとめ、県の財政当局と予算折衝を行っている。決定された予算は、運営会議、評議会に概要が報告され、詳細は全教職員が閲覧出来るようしている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、高知県を設置者とする公立大学であるため、高知県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、県予算の抑制基調の中で、教員研究費と学生教育費は、一人当たりの予算単価を維持するなど、水準を落とさないように対応している。さらに重要な事業が機動的に実行できる学長裁量経費を計上し、配慮している。

また、施設・設備に係る予算配分については、特に大規模な建物等の修繕をしていくために県に要望し県の一括管理により修繕を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、高知県を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、高知県一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、県民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、高知県の監査委員による監査が行われている。

さらに、平成 17 年度には、同法に基づき公認会計士等による包括外部監査が行われ、結果は公表されている。

また、県の会計管理局による会計事務の検査が毎年度行われ、書類審査が行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営上の最高意思決定機関として評議会、その下に教授会、大学院の研究科委員会を置いている。さらに学内諸規程により、自己点検・評価委員会、研究倫理審査委員会、人権委員会、キャリアセンター運営委員会、国際交流委員会、学生委員会、入学試験委員会、教務委員会、総合情報センター運営委員会、広報委員会及び地域創成センター推進委員会など 11 の全学委員会を置き、各学部・研究科には各種委員会が置かれている。

また、学長、各学部長、大学院課程長、学生部長、事務局長で構成する大学運営会議を置き、全学的な立場から運営の重要事項に関することについて審議している。審議の結果、必要な事項については学長が評議会に諮ることとしている。

事務組織は、事務局長の下に大学改革に関する事務を所掌する改革推進室、庶務、財務、企画広報、地域貢献等を所掌する総務企画課、教務事務や入試事務、学生の福利厚生などを所掌する学生課、図書館業務と大学の情報システムを所掌する図書情報課及び池キャンパスの事務全般を所掌する池事務室を置いている。

しかし、事務職員の定期人事異動期間が約 4 年と短く、大学の業務に精通した人材の確保が困難となっている。

事務職員は常勤 41 人、非常勤 20 人である。

危機が発生した際には、大学の危機管理規程により、学長を本部長とし、本部長が指名する学部長 2 人を副本部長とする危機管理対策本部を設置して対応することとしている。また、火災、地震及び感染症発生時においては、防火対策規程、東南海・南海地震防災規程などに基づく対応マニュアルを定めている。また、学生や教職員の参加する避難訓練や消火訓練などを実施している。

教職員の倫理を重視している。教員については、大学の教員倫理規程、事務職員については、高知県職員倫理条例を定めており、大学の業務を行うに当たって、県民の信頼の確保に努めている。また、専任教員が行う研究や、専任教員の指導の下で学生、研究生、委託生が行う研究については、研究倫理審査要綱による審査の下で適切な研究が進められている。看護学部・看護学研究科（修士課程）・健康生活科学研究科（博士後期課程）看護学領域については、看護研究倫理審査委員会が設置され、平成 20 年度の同委員会活動報告書では、同委員会に対して、博士論文、修士論文、教員の研究計画及び学部学生の研究計画につ

いて合計 39 件の倫理審査申請が行われた（『平成 20 年度看護学部委員会活動報告書』）。

これらに加えて、ハラスメント防止のためのガイドラインによるハラスメント防止の取組や、科学研究費補助金の不正防止の取組などを進めており、大学のリスクへの対応力の向上に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長の効果的な意思決定や、部局長等が学長とともに責任ある執行を行うために、全学的な立場から管理運営の基本方針に関することや、予算に関すること、教員の人事に関すること、その他、運営の重要事項に関することについて審議する大学運営会議を置いている。

11 の全学委員会については、効率的で責任ある業務執行を行うため、学長、学生部長、総合情報センター長、教務部長、地域創成センター長及び大学院課程長が、基本的に、それぞれ複数の委員会を統括する統括者となっている。教務部長は教務委員会のみを統括する。統括者は全員が評議員であり、このうち、学長及び学生部長は、大学運営会議の構成員を兼任する。全学委員会の委員は適宜検討内容を所属する学部の教授会に報告し、その教授会の意見も踏まえながら委員会に臨むことで、円滑な意思決定を図っている。重点的案件及び委員会所管事項以外の案件などについては、個別にワーキンググループを設置して柔軟に協議、検討を進めている。

大学の構成員は、評議会、運営会議の議事録を、求めにより閲覧できることとなっている。また、これらの会議の内容は教授会でも報告されており、構成員の情報共有と共通理解に取り組んでいる。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員については、大学運営会議、評議会、教授会、各委員会などを通じて、意見が反映できるようになっている。

学生のニーズ、要望及び意見等は、学生生活実態調査、「オピニオンボックス」、「事務局にひと言」などを通じて把握しているほか、小規模大学で学生の声がおおむね教員に伝わりやすいという特性を活かしたニーズの把握を行っている。また、学部毎でもニーズに関する調査を行っている。

学外関係者のニーズについては、平成 15 年 8 月以来、学長諮問評価会議が設置されている。同会議は、大学の重要事項について学長の諮問に応じて審議し、学長に対して助言又は勧告を行う組織として、学外の有識者 12 人で構成されている。大学の管理運営の基本方針に関すること、運営の重要事項に関すること、管理運営、教育研究活動及び地域貢献活動等の評価に関することについて意見を聴取することとしている。平成 20 年 12 月の同会議では、大学の中長期計画、男女共学・校名変更、永国寺キャンパスの活用などの重要課題について多様な視点から意見が出された。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の資質向上のために、多面的な研修等の取組を行っている。

平成 20 年度には、公立大学協会主催の会計セミナー、法人化セミナー及びSDセミナーに 1 人ずつ、大学セミナーハウスの大学人コミュニケーション力養成セミナーに 1 人、大学評価・学位授与機構主催の大学評価フォーラムに 1 人が参加した。ほかに知的財産学習会や高知県職員能力開発センター主催の研修に事務職員が参加している。さらに日本図書館協会などの専門団体の研修、学内での人権問題やメンタルヘルス関係の研修も実施されている。認証評価関係の研修には、全員参加の研修会を含めて合計 3 回にわたり、33 人が参加した。なお、永国寺キャンパス事務室は、10 数回の研修に持続的に参加しており、池キャンパス事務室では、高知県職員能力開発センター実施の研修会をはじめとする 4 回の学外研修に 4 人が参加している。

また、平成 20 年度より、愛媛大学が代表校になって四国の各大学が参加する文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」である「四国地区大学教職員能力開発ネットワークによる大学の教育力向上」事業への参加など、他大学と連携した取組も進めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

学則第 1 条「目的」には、大学の目的が明確に定められており、第 1 条の 2「大学運営」には、「本学は、前条に掲げる目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努めるものとする。」と定められている。管理運営体制及び業務分掌は、ここに定められた大学の目的及び運営の方針に沿い、高知県行政組織規則第 3 章出先機関・第 13 節県立大学において定められている。

管理運営に係る組織の長の選考、教員採用の方法、教授会や研究科委員会の構成、全学委員会等委員の選考、及び各構成員の責務と権限、並びに教授会等の所管事項は、大学規程集第 2 章組織及び運営・第 1 節評議会、運営会議、教授会及び学長諮問評価会議、第 2 節委員会、第 3 節学部委員会及び第 4 節総合情報センター等で定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

毎年作成される『高知女子大学年報』（最新は平成 19 年度版。A4 版・横書・103 頁。Web 公開は平

成 19 年度版まで) には、大学の目的や活動状況、授業開設科目、教員の担当科目と氏名、学内行事日程、組織、大学の沿革、在学生の状況、施設案内等、大学の活動状況に関する多くのデータや情報が掲載され、全教職員に配付されるとともに、ウェブサイトでも公開されている。

教職員は評議会、大学運営会議、教授会、研究科委員会、各種全学委員会等の議事録を、その求めに応じて閲覧することができる。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成 9 年 3 月の自己点検評価報告書『高知女子大学の現状の課題』の公表以来、自己点検評価に取り組んでいる。平成 14 年 3 月には、『高知女子大学改学自己点検・評価報告書』を作成・公表し、平成 15 年 3 月には、『高知女子大学外部評価報告書』を作成・公表し、平成 15 年には、教員評価（第三者評価）を受けている。

各学部・研究科においては、看護学部、社会福祉学部が平成 18 年度の活動について、生活科学部、文化学部、看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）、健康生活科学研究科（博士後期課程）は平成 19 年度の活動について、それぞれ自己点検評価を行った。

また、平成 19 年度より、年度末に全学の 4 学部、3 研究科、地域創成センター、附属図書館・総合情報センター、キャリアセンター、学生委員会、教務委員会、入学試験委員会、国際交流委員会、広報委員会、研究倫理審査委員会、認証評価ワーキンググループ、法人化ワーキンググループ等、全学の各部門が一堂に会してアニュアルレビューを実施し、一年を振り返り自己点検評価を行うとともに、次年度の課題を明らかにする取組を行っている。

平成 15 年度に設置された学長諮問評価会議は、大学の抱える問題について外部有識者に諮問するとともに、学長から大学の直面する課題を提示して検討している。

平成 20 年度の評議会では、以下のことについて確認している。平成 21 年度から①学部活動報告書は毎年作成し、公表すること、②年報を毎年作成し、大学の特色や改善点の分析といった用途に使用できる基礎資料とし公表すること、③学部・研究科は、学部長・研究科長の責任によって 3 年に一度は自己点検評価報告書を作成すること、④学長諮問評価会議を毎年開催して学外関係者の意見を聴くとともに、大学の管理運営に反映していくこと。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 13 年度には平成 10 年 4 月に行われた改組及びこの間の大学の活動や改組に関して、自己点検・評価を行い、その結果をもとに平成 14 年度に外部評価委員会による外部評価を実施し、その結果を報告書として公表した。以後、平成 20 年度までは、大学全体の活動に関する自己評価及びそれに基づく外部者による評価とその結果の公表は行われていない。

平成 21 年度に自己点検・評価を行い、それに基づいて認証評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 19 年度より学部・研究科、センター、委員会など、大学の主要各部門が、年頭に立案した活動目標への取組、達成度、課題などについて、年度末に当該各部門の出席の下、アニュアルレビューを行い、その評価を共有している。これは、学内の組織単位における自己点検・評価と相互評価であり、各組織に相互評価結果が実質的なフィードバックがなされる点で、意義は大きい。

平成 15 年 8 月以来、学長諮問評価会議が設けられ、その後年 1 回程度開催されており、全学的自己点検・評価を基盤にしたものではないが、平成 20 年 12 月の同会議では、学長等の報告に対し、外部有識者委員からの率直な意見や提言が出され、大学としてこれを真摯に受け止めている。中長期計画の策定、男女共学・校名変更問題や永国寺キャンパスの活用問題などの重要課題における大学の方針決定に役立てている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学における教育研究活動の状況やその活動成果に関する情報は、全学レベルのものとして、『高知女子大学年報』、『研究シーズ集 2008』、『研究者総覧』及び『高知女子大学 学生支援対策集 2009』がある。学部レベルのものとしては、『生活科学部学部報』、『文化学部活動記録』、『看護学部年報』、『平成 20 年度看護学部委員会活動報告書』及び『社会福祉学部報』などがある。このうち、『研究シーズ集 2008』に教員の優れた研究成果を盛り込むとともに、各頁のレイアウト、全体の装幀・紙質・印刷の創意と工夫があり、外部者にとって非常に読みやすいものになっている。

地域創成センターの発行する『KWU NEWS LETTERS』は地域社会に対し、大学の教育・研究活動の現況や計画を豊富な写真や新聞記事のリストを活用しながら多面的に地域社会に発信し、現在、通算して第 19 号に達している。

ウェブサイトにも各教員の教育活動に関する情報を掲載している。その他、公開講座やリカレント教育、事例検討会などもウェブサイトなどで積極的な広報を行い、活動後には成果についても公表している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の主要各部門が、年頭に立案した活動目標への取組、達成度、課題などについて、年度末に当該各部門の出席の下、アニュアルレビューを行い、その評価を共有している。これは、学内の組織単位における自己点検・評価と相互評価であり、各組織に相互評価結果が実質的にフィードバックされている。
- 『研究シーズ集 2008』に教員の優れた研究成果を盛り込むとともに、各頁のレイアウト、全体の装幀・紙質・印刷の創意と工夫があり、外部者にとって非常に読みやすいものになっている。
- 地域創成センターの発行する『KWU NEWS LETTERS』は地域社会に対し、大学の教育・研究活動の現況や計画を豊富な写真や新聞記事のリストを活用しながら多面的に発信し、現在、通算して第 19 号に達している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 高知女子大学
- (2) **所在地** 高知県高知市永国寺町5番15号（永国寺キャンパス）
高知県高知市池2751番地1（池キャンパス）
- (3) **学部等の構成**
学部：生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部
研究科：看護学研究科、人間生活学研究科、健康生活科学研究科
関連施設：附属図書館本館及び池図書館、総合情報センター、地域創成センター、キャリアセンター
- (4) **学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）**
学生数：学部946人、大学院103人
専任教員数：89人
助手数：3人

2 特徴

【沿革】本学は、昭和19年高知県立女子医学専門学校を母体として発足し、昭和22年に高知県立女子専門学校に再編され、同24年2月に文部省の設立認可を受け、高知県立高知女子大学として家政学部生活科学科で構成される単科大学として開学した。

その後、昭和27年に家政学部看護学科が設置され2学科となった。昭和31年には文学部2学科（国文学科、英文学科）が併設され、昭和39年に家政学部が家政学科、食物栄養学科、生活理学科、衛生看護学科（昭和56年看護学科に改称）の4学科に再編され、平成10年4月大規模改組が行われ、生活科学部（生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科）、文化学部（文化学科）、看護学部（看護学科）、社会福祉学部（社会福祉学科）の4学部6学科体制となり、大学院看護学研究科が新設された。平成13年には、大学院に人間生活学研究科及び健康生活科学研究科が増設され、現在の基本的な教育研究体制が出来上がった。平成20年に再編構想が提起され、生活科学部の健康栄養学科は学部昇格が県議会で承認された。平成21年には、残る生活デザイン学科と環境理学科の2学科が募集停止を決定し、再編・転換の検討が行われている。本学の学部卒業生は8,932人、大学院修了生は196人に達している。

【設置理念に基づく特徴】本学は、「生活科学部」、

「文化学部」、「看護学部」、「社会福祉学部」の4学部と「看護学研究科」、「人間生活学研究科」、「健康生活科学研究科」の3研究科からなる大学院を擁し、「21世紀知識基盤社会」のニーズに対応して、各学部と大学院が密接な連携を取りながら、質の高い包括的で先駆的な高等教育に取り組んでいる。

本学は、昭和24年に平和と文化の発展を支える女性の育成を掲げて誕生した。昭和31年4月制定の学則には、基本的な教育目的を「教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献する女性を育成し、併せて、地域社会の向上に寄与することを目的とする」と定めた。本学は60年の伝統を築き、今日まで「女性の高等教育拠点」として、輝かしい足跡を残し、高度専門職の多様な資格を取得する体制を整えるなどして、多くの優れた人材を社会に輩出し、社会の発展と男女共同参画社会の実現に貢献してきた。

本学は、教育、研究、社会・国際貢献という3つの領域の活動を重視し、「学生」「教員」「職員」「県民」が4輪駆動の車輪の様に、協力・協働して「県民のくらしに不可欠な大学づくり」、「県民の誇りとなる大学づくり」に向けて地道な成果を挙げている。学生は、自由で明るいキャンパスライフを楽しむとともに、地域社会の中に飛び出し、実習、フィールド調査研究、ボランティア活動、サークル活動など地域住民の暖かいご支援とご理解に包まれながら多くの貴重な経験を積んでいるのも本学の特色である。

大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」（**大学院学則第1章第2条及び第2章第3条**）ことを目的とし、博士後期課程として、看護・生活科学・社会福祉・文化領域の連携融合による「健康生活科学研究科」、修士課程として、看護学専攻の「看護学研究科」、生活科学領域・社会福祉領域・文化領域の連携融合による「人間生活学研究科」の3研究科を擁している。研究科は学部と異なり男女共学で、専門領域課題のみならず、地域問題に取り組む専門家を養成し、地域密着型研究活動を推進して成果を挙げている。また、土曜開講・集中講義・遠隔授業などにより、社会人の就学やインターネットによる個別指導も可能にしている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 教育の目的と使命

昭和31年4月学則制定により、大学の目的は「教育基本法に基づき、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究し、もって人格の向上を図るとともに、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献しうる女性を育成し、併せて、地域社会の向上に寄与することを目的とする」と定められ、今日まで変更することなく継続している。

その後、平成9年には、1) 21世紀の女子高等教育の創造と確立、2) 県立大学の使命と地域社会の課題解決への貢献、3) 総合大学として質の高い国内外の知の拠点化、を目的の具体化として掲げている。また、平成10年に大学院を開設し、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」ことを目的としてきた。

【使命】

高知女子大学は、地域社会の人々と共に“自由、創造、そして真の豊かさ”を具現化する社会を構築する人間力、挑戦力に富む人材を育成し、地域に根ざし、地域と共に発展する大学をめざします。

高知女子大学は、「学生中心の大学」を大学運営の基本に据え、女性の自立と全人格的発達を促し、社会的な課題に的確かつ柔軟に対応できる能力を涵養するとともに、併せて地域社会の向上に寄与するために、入学から卒業にいたるまで、学生の修学、課外活動、社会活動、就職活動などキャンパスライフ全体にわたる学生支援を目指します。

2. 大学運営の基本方針

1) 高知女子大学中長期計画に定めている大学の目的に沿って、大学全体が取り組んでいくことを基本方針とし、各部局はこの方針を具現化するように努める。

2) 高知女子大学は、教育の質の向上のために、教員の業績を適切に評価する教員評価を行う方針のもとに、本学では各教員が2年間の活動計画を提出し、2年毎にその達成度について自己点検評価を行うことが中長期計画で示されている。

3) 高知女子大学は、常に教育に関する評価を積極的に聴き、教育の質の向上に努めることを基本方針とし、各学部・研究科はこの方針の具現化に努める。

4) 高知女子大学は、教育の質の保証及び向上や継続的改善のために、教育の成果や達成状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上することを基本方針とし、各学部・各研究科はこの方針を具現化するように努める。

5) 高知女子大学は、学習内容など学生生活に関して、学生からの意見の聴取を行い、これらの意見を取り入れることを基本方針とし、各学部・各研究科はこの方針を具現化するように努める。

6) 高知女子大学は、教育に必要な施設を充実するとともに、地域貢献活動として、地域の方に積極的に施設や生涯学習の場を提供することを基本的な方針とし、各学部・各研究科及び総合情報センターはこの方針を具

現化するように努める。

7) 高知女子大学は、教育の質の向上や継続的改善のために、教職員それぞれの知識と技術が向上できるように支援することを基本方針とし、各学部・各研究科がこの方針を具現化するように努める。

8) 高知女子大学は、財務に関して、学生の教育を保証するとともに、教育研究活動を活性化するために、予算を適切に配分し、効率的に執行することを基本方針とし、各部局はこの方針を具現化するように努める。

9) 高知女子大学は、大学の目的を達成するために、大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うことを基本方針とし、大学として自己点検・評価を行う。

3. 大学改革

永国寺キャンパスは、社会貢献の「知の拠点」のキャンパスとして、池キャンパスは健康・医療・福祉のキャンパスとして発展させる方向での大学改革を推進している。

池キャンパスについては、平成22年4月より、看護学部を45名から80名に、社会福祉学部を30名から70名にそれぞれ入学定員を増やすと共に、現在、永国寺キャンパスにある生活科学部健康栄養学科を20名から40名に入学定員を増やし、健康栄養学部を学部昇格させて池キャンパスに移転させる予定である。また教員数についても、看護学部を33名から49名に、社会福祉学部は13名から28名に、健康栄養学部は13名から18名に増やすことが決定されている。さらに、社会福祉学部では介護福祉士の養成も開始する。これらの改革を踏まえ、池キャンパスの3学部では連携して特色ある高度職業人育成教育を行うことを目指している。さらに今後、大学院での教育研究の充実による看護教育等の高度化や、隣接する高知医療センターとも連携し、高知県の健康・医療・福祉を支える人材の育成を行うこととしている。

永国寺キャンパスについては、平成22年度から生活科学部生活デザイン学科及び環境理学科の学生募集を停止することを決定した。また、現在、高知県が設置している「県立大学改革における永国寺キャンパス検討会」（県内大学関係者と有識者による検討会）において永国寺キャンパス全体の将来の方向性が検討されている。

【改革の方向性】

「地方主権の時代を展望し、“住民主体、そして協働”により、地域の中で学び、地域課題を総合的調査研究により解決し、地域と共に育ち、地域に育てられる大学をめざします。」

具体的な改革の方向性は次に示すとおりである。

- 「高知県民が誇りとする大学」「高知県民の生活に密着した大学」をさらに充実発展させていきます。
- 「人材育成立県・高知」を築くため、豊かな人間性と自律性に富む質の高い人材を養成します。
- 「人間尊厳のまちづくり」「安全安心のまちづくり」「協働のまちづくり」「環境・文化共生のまちづくり」に貢献する人材を育成し、社会貢献活動を推進します。
- 「安心して健やかに暮らすことのできる地域社会」を支える健康・看護・福祉の高度専門職者を養成します。
- 社会の信頼に応え、時代のニーズに敏感で、社会的責務を果たし、倫理観にみなぎる大学運営を推進します。
- 地域に根ざし、「共に生きる誠意」にうち満ちた社会支援ネットワークと知識、技術、文化、芸術、歴史、情報拠点としての発展を促進します。
- 教育・研究・地域貢献を通して、多様で質の高い高等教育の充実と男女共同参画社会の実現に努めます。
- 地域社会と世界を包摂するグローカリズムを通して、国際人としてのセンスと資質を磨き、アジア諸国、国際社会への貢献を志します。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の大学及び大学院の教育目的は、学校教育法に規定された、大学一般に求められている目的から外れることなく、女性の高等教育の質的向上や高度職業人材育成、公立大学、地方大学の使命である地域社会への貢献を遂行することが定められ、学則及び大学院則で明示されている。さらに各学部・研究科においても、それぞれの特性を踏まえた教育の理念や教育目的が定められている。

また、教育目標は、年報、学部報、大学案内、学生便覧、ホームページなどで公開するとともに、オープンキャンパス、各種のオリエンテーション、県内の校長会などの多様な機会を捉えて学内及び社会に対して周知を行っている。さらにアニュアルレビューを通じて教職員による大学の目的を再認識、成果と課題の共有化、大学の使命と目的の再確認等を行う取り組みがなされている。

なお、本学では平成 22 年 4 月から生活科学部健康栄養学科の健康栄養学部への学部昇格及び池キャンパスへの移転や、生活科学部生活デザイン学科並びに環境理学科の学生募集を停止することとしており、現在の教育目的が適切であるか検討することが求められる。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究組織は、学士課程として生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部の 4 学部、大学院課程として看護学研究科（修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）、健康生活科学研究科（博士後期課程）の 3 研究科から構成されている。生活科学部は、生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科の 3 学科構成、文化学部、看護学部、社会福祉学部は 1 学科構成である。看護学研究科は看護学部の上に積み上げられた研究科であるが、人間生活学研究科は、生活科学部、文化学部、社会福祉学部の 3 学部が連携協力する学際的な研究科、また健康生活科学研究科は、看護学研究科と人間生活学研究科を基礎とした学際的な研究科である。教育研究に関わる全学的センターとしては、図書情報部門と情報処理部門からなる総合情報センターと、地域社会の要請や課題解決に応え、地域貢献の役割も果たす地域創成センターを設置している。以上の 4 学部 6 学科、3 研究科、2 センターは、本学の教育研究の目標を達成する上で適切に構成され、教育研究活動を行っている。

教育課程や教育方法等に関して、各学部の専門教育課程に関する事項は、各学部設置された学部教務委員会において検討され、全学に関わる事項や学部間の調整を必要とする事項は、全学の教務委員会において各学部教務委員会と連携しながら検討が行われている。全学の教務委員会の下に 3 つの専門委員会を設置しており、共通教育専門委員会は、本学における教養教育に該当する共通教育の運営を、教職課程専門委員会は教職課程やその教育方法を、学芸員資格専門委員会は学芸員資格取得課程やその教育方法を検討し、それぞれの教育課程を運営している。

各学部、各研究科の教育活動に係る重要事項については、毎月定例的に開催される各学部教授会、各研究科委員会において協議・審議が行われている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学では、全ての学部において、教員組織の最小単位を学科とし、科目編成及び科目内容の決定に関わる階層的組織を構成し、学部長の責任のもとで運営する教授会が最終責任を負う体制を構築している。各学科では、専任教員を学科目制に準じた形で配置している。教員配置数は、学部・学科に関する大学設置基準及び学科等に設置する課程の基準を満たしている。

教員の採用基準として「高知女子大学人事選考基準」を、教員の採用手続きとして「高知女子大学の教員人事に関する規程」を制定し、教員選考の基本方針、選考基準及び手続きを明確にしている。この規程に基づき、

学部ごとに当該学部の実状及び専門分野の特性に応じた具体的な選考基準及び選考手続き・方法を定めた細則を制定している。教員採用は原則公募とし、積極的に外部からの人材の確保に努めるとともに、採用選考においては、教育上の指導能力を重視して評価している。教員の昇任審査においても、採用と同等以上の基準・手続きに基づき審査を行っている。

教員の諸活動の自発的活性化に役立てるため、平成 15 年度から全教員が「2 年間の活動計画」を作成して学部長に提出し、計画に基づき活動を行っている。平成 20 年度には、「2 年間の活動計画」を基礎資料として、教員の力量や活動水準の向上を目的とした教員評価制度の試行を行った。以上のように、教員自身による自己点検評価・計画と教員評価制度を組み合わせることにより、個々の教員の活動に対する PDCA（計画－実施－点検－対策）サイクルが確立しつつある。また、平成 14 年度から実施を開始した学部学生による授業評価は、教員自身による自己点検評価・計画の作成に活用される形でこのサイクルの中に組み込まれている。

教育内容及び関連する研究活動が、すべての部局等において十分に行われており、これらは公表されているシラバスと各学部の年次報告書との照合によって確認できる。

事務職員は、教育課程を展開するのに必要な業務に配置されているが、県職員として人事異動による交替が定期的にあるため、大学職員として長期計画に基づいてスキルを向上させるにあたって障害となっている。

TA 等の教育補助者についても、実験、実習系科目を中心として配置されており、学生の教育支援に有効な役割を果たしているが、配置の拡大・充実が必要である。

基準 4 学生の受入

各学部・研究科ではアドミッション・ポリシーを作成し、ホームページで公表するとともに、進学説明会、入試説明会等で志願者をはじめ関係者に周知している。また入学者受入方針を具体的に示すため、全ての入試問題の「採点評価基準」「出題の意図」を公表している。そして入学者受入方針に沿って、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文、面接、調査書の評定平均値などを組み合わせ、学科の特性に合った多様な評価方法を採用し、本学の「求める学生」の確保に努めている。

また、公正な選抜試験を実施し、過誤による受験生に対する不利益が生じないように、マニュアルを完備し、監査委員会を設けて、実施上の誤りを防ぐ仕組みを構築している。さらに、毎回、改善を積み重ねる仕組みをつくり、改良を重ねている。

各学部では入学定員を守り、定員数は確実に確保できている。実質倍率は選抜機能が働く 2 倍以上であり、「求める学生」が確保できている。しかし人間生活学研究科において定員割れの状態が続いている。PR 活動による入学者確保は行われているが、現在のカリキュラムを見直し、充実していくことが必要である。

基準 5 教育内容及び方法

〈学士課程〉

本学は、高知女子大学学則に定められている目的を最大の使命とした教育の実践に努めている。そのための教育課程は、全学部共通の共通教育と各学部の教育目的を基にした独自の専門教育を実施し、互いに補完しあって、基礎から専門まで段階的に学び、卒業論文・研究により問題解決能力を修得するカリキュラムを実施している。

学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応し、他学部や他大学との単位互換、インターンシップ、自由科目制度、編入学者への配慮などを行っている。

シラバスは、全学的に統一したフォーマットで学士課程すべての授業科目において作成し、授業の目標と到達目標、授業計画、成績評価、オフィスアワーの時間などを明示し、学生の自学自習の支援を行っている。各学部でも、授業時間外の学習時間の確保、学年担当教員によるきめ細やかな履修指導、GPA 制度の一部導

入など、学生の自主的な学習を促し、十分な学習時間を確保する取り組みを行っている。

成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準は、学則に基づき学部学科ごとに基準を設け、学生に配付する学生便覧に掲載し、オリエンテーションで学生に説明し、理解を深めている。成績評価等の正確さを担保するために、成績評価に対する学生からの異議申立ての制度を全学的に整備している。

〈大学院課程〉

大学院設置基準の改正に伴い、各研究科の人材養成に関する目的を明確化するとともに、ホームページに公表し、目的を達成する教育課程を体系的に編成している。課程・研究科コースごとに、教育の目的に沿って当該学問分野や社会の動向も踏まえて授業科目を配置し、内容は教育課程編成の趣旨と教員の研究分野に基づく内容により、最新の研究成果も反映する専門的、実践的なものとなっている。専門看護師教育課程の認定を受けており、希望する大学院生のニーズに対応するように科目編成されている。有職者や社会人のニーズに応えるために、土・日・祝日の授業開講を行っている。

大学院生に必要な情報を記述したシラバスを入学オリエンテーション時に配布し、自主的な学習ができるよう院生研究室やゼミ演習室を整備して授業時間外の学習を支援し、複数の指導教員によるきめ細やかな指導や指導時間などを確保して指導内容の充実に努めている。

各研究科の規程・内規に基づいて研究指導体制が整えられており、それに即して研究を行うスケジュールが組まれている。また、他の学問領域の研究者も含めた複数の教員での指導体制が取られている。

成績評価基準並びに修了認定基準が、大学院学則などで定められおり、これらを記した大学院学生便覧を配布すると共に、オリエンテーションで大学院生に周知している。基準に従って成績評価と単位認定がなされ、修了認定が適切に行われている。

基準 6 教育の成果

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像については学則で示され、ホームページ、学生便覧等により学生にも明らかにされている。また、卒業率、資格試験合格率や就職率、卒論作成に向けた取り組み状況と内容からも、本学の教育の成果・効果は上がっていると判断できる。

学生に対する授業評価調査でも、高い評価を得ており、教育の成果が上がっていると考えられる。また、授業評価を行うだけでなく、教務委員会などが中心となって教育目標や、養成しようとする人材像から達成状況を検証し、個々の科目や実習のシラバスを定期的に見直し、カリキュラム改正に取り組んでいることも評価できる。

また、専門職者を養成する教育を検証するための試みもなされ、修得すべき知識や技術、その達成度について、学生に意見を聴き、調査を実施している。さらに、卒業生や修了生からの意見も聴取しており、結果として教育内容等について満足しているという評価を受けている。これらのことから、本学の専門職者の養成を目指した教育は高い評価を得ていると判断する。

大学院教育に関しても、修了状況、学位取得率の結果等の観点から見て、教育の成果・効果がみられると判断できる。看護学研究科では、修了後、専門看護師や認定看護管理者の資格取得を積極的に行っており、教育課程の設置の趣旨を反映した教育が行われていると考えられる。また、学位論文を学会等で発表するように取り組んでいるが、さらに早期に着実に公表するように支援していく必要がある。

基準 7 学生支援等

本学は、オリエンテーション、ガイダンスの充実に力を入れ、新入生に対しては履修指導や学生生活全般について、オリエンテーション及びガイダンスが実施されている。加えて、学部学科別にガイダンスや相談がきめ細かに行われている。各学部及び各研究科の在学学生に対しても、新入生と同様に適切なガイダンスや相談が

行われている。

学習相談、助言は、学年担当教員が行っている他に、「オピニオンボックス」による学生ニーズの把握、携帯電話情報サービスを実施し、携帯電話端末用の本学ホームページに休講情報を掲載しており、そのページに「事務局にひと言」コーナーを設置している。このコーナーは、学生から大学事務局に対する意見や疑問、相談などを気軽に言える場として設けたもので、回答が必要な場合はメールで返信したり、学生課の掲示板で公表している。このように学生の意見・要望を聞く機会を日常的に設けている。

学習支援が必要と考えられる留学生、社会人、障害のある学生などへは、体制の整備を行い組織的な対応を行っている。留学生に対して、国際交流協定に基づいた留学生には、入学料、入学手数料、授業料を免除している。研究科では、看護学研究科（修士課程）の一部と人間生活学研究科（修士課程）及び健康生活科学研究科（後期博士課程）は、大学院設置基準第 14 条に規定する社会人学生であり、勤務時間等に配慮し、休日や電子メールを利用した授業や学習指導が行われている。障害を持つ学生には、使用教室、座席を配慮したり、専用机・椅子・スペースを確保し、学習支援を行っている。

自主的な学習環境について、情報処理センター、附属図書館などでは、ハードとソフト両面の整備を進め、その整備に努めている。

健康、生活、進路、各種ハラスメントなどに関するニーズの把握は多様であるが、学生課の学生支援担当の専任職員 2 名が中心となって行っている。保健室からのデータや、就職支援室が行うガイダンスなどで悩みや意見を聴き、多くの要望を汲み上げることでニーズを把握し、学生からの相談・助言体制が整備されている。各種ハラスメントなどに関しては人権委員会が設置されている。

特別な支援が必要と考えられる学生には、留学生や障害のある学生に対して、施設・設備面で計画的に整備を進めている。また、制度面や人的な面でも新たな制度や方法を導入し、支援を行っている。

学生の経済面の援助では、奨学金申請者の採用率はほぼ 100%であり、近年その採用率は増加している。また、学生寮の入居者数は常に満杯であり、高い利用率となっているのが現状であり、学生が期待する経済面での援助は効果的に行われていると思われる。

基準 8 施設・設備

校地及び校舎は、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に定める面積を上回っており、講義室や演習室等の教育課程に対応した施設・設備を有している。

しかしながら、永国寺キャンパスの施設の老朽化や耐震対策、バリアフリー対策に課題を残している。永国寺キャンパスの耐震対策については、耐震診断が始まっており、その他の課題については、大学改革にあわせて対応することとしている。そのための整備や検討も行っているため、大学改革の進捗に併せた整備が期待できる。

施設・設備の利用についても、教職員は学内ウェブ、学生は学生課を通じて自由に予約することが可能であり、有効活用されている。さらに、施設・設備の利用に関しては利用方針を明示し、ホームページ、学生便覧により学生・教職員に周知している。

図書館と情報処理センターを統合し、総合情報センターを立ち上げ、教育・研究に関わる情報処理環境を充実している。授業にも極めて有効に活用できる情報処理環境が整備されている。

2 つの図書館(室)の図書、資料等は、相応の種類、数量等を備えているほか、検索システムも整備されている。また、学外への開放にも取り組んでおり、学内者はもとより学外者にも有効に利用されている。

施設・設備については、根幹となる維持・管理は高知県財産条例・規則等が定められ、その下に学内規程等に基づいて適正な管理・運用が行われている。また図書館(室)の利用も学内規程により適切に行われている。これらの規程はすべてホームページで閲覧できることとなっており、特に学生に必要なものについては、学生

便覧等でも提供している。

本学の施設・設備については、編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい整備がされ、有効に活用されているといえる。また、バリアフリー化への配慮を念頭にした取り組みも進めている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況に関するデータや資料は、入試の実施状況や就職関係のデータや資料とともに、学生課において一元的、継続的かつ適切に収集、蓄積されている。しかし、データベース化し統一的管理を行ない、データ相互の照合による分析が可能な状況とすることが求められる。

教員個々の教育活動の包括的な実態については、「教員の2年間活動計画」の形で教員のデータや資料が整備されている。また、学部の活動や教員の活動は、大学年報および各学部の学部報、さらに教員の業績集等で公表されている。

学生の意見聴取については、授業評価アンケートの実施を含む多様な取り組みがなされている。すべての授業に対して授業評価アンケートが実施され、その結果は各担当教員にフィードバックされ、教員がこれに基づいて改善計画を作成・報告して実施するという形で改善活動に活用されている。

学外者の意見は、学長諮問評価会議において全般的・総合的な観点から聴取されており、これに加えて、学外者実習や企業・高校訪問、卒業生参加企画など、さまざまな機会を利用して聴取されており、それぞれ、実習内容、キャリア形成教育、高校生の現状やニーズにあった教育カリキュラム改善などに活用されている。

評価結果に基づいた個々の教員による授業の継続的改善も、授業改善策や「教員の2年間活動計画」などの形で、各教員が改善の取り組みを行なっている。今後は、現在試行中の教員評価のシステムを整備して本格的運用を開始し、これらの評価に基づいた改善に取り組んでいくことが必要である。

F D活動は、学部・研究科等の部局毎に組織的に取り組まれており、それぞれの学部・研究科の特性や実態に対応して実施され、F Dの結果をそれぞれの教員や学部教育の改善につなげている。

基準 10 財務

本学は、目的に沿った教育研究活動を遂行するために必要な校地、校舎、教育研究用備品、図書類等の資産を有している。

予算及び決算は、県が設置した公立大学であることから、地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、県民に公表されている。

歳入は、大学の財源の構成比率を見ると、自主財源が予算総額の44%で、一般財源が残りの56%となっている。自主財源の中心である授業料などは、大学の規模に見合った収入レベルにあると考えられるが、受験者の減少が、不安定要素として出てきている。受験生に、より魅力のある大学として認知されるよう、大学の教育研究の質の向上に一層努める必要がある。

一方、歳出は、人件費率が高く、恒常的に必要となる経費の構成比率が高くなっている。これにより、新規事業の選択の幅が狭まってきているので、より効率的で効果的な執行に努めると共に、創意工夫による実施が求められている。

教育研究に関する経費等は、教員や学生一人当たりの単価を維持した額が確保されている。しかし、教育研究の推進のためには、科学研究費補助金の獲得はもちろん、民間企業や行政機関との連携などの取組強化などによる、外部からの資金導入の一層の拡充も図っていくことが必要である。

また、本学では、学長裁量経費など、学長の裁量により活用できる執行枠を確保し、重要な案件に迅速に対応出来るように配慮しているが、予算額が少なく、事業展開が限定的になっている。事業内容の充実と戦略的な事業展開のために予算の増額に取り組む必要がある。

財務に関する監査体制としても、高知県監査委員による監査、県の会計管理局の会計事務検査が定期的に行われ、さらに公認会計士等による包括外部監査も必要に応じ行われており、財務状況を適切に監査、監督した上で、結果を県公報等により公表している。

基準 11 管理運営

大学の管理運営に関わる組織や構成員の責務、権限は、県の条例、規則や学内規程で明示され、学長を統括者として大学運営会議、評議会、教授会、研究科委員会及び全学委員会等が置かれている。

このような体制で、学長の効果的な意思決定が行われるとともに、部局長等が学長とともに責任ある執行を行うために、大学運営会議において重要事項について審議しており、全学委員会の業務についても、統括者制度を導入し、効率的で責任ある執行体制の構築に務めている。さらに、重点的に取り組みたい案件や委員会所管事項以外の案件などについては、ワーキンググループを設置して、迅速な対応に努めている。

事務局には、改革推進室、総務企画課、学生課、図書情報課及び池事務室が置かれ、大学の管理運営を支えている。職員の資質向上のため、職員を公立大学協会や県職員としての研修への参加、他大学と連携した取り組みなどへの参加などにより、職員の資質向上への取り組みを行っているが、事務職員の定期人事異動期間が約4年と短いため、教学に関する企画・立案、大学運営及び高等教育行政にある程度精通した人材の確保が難しいことなど、公立大学であることによる課題があり、幅広い検討が求められる。一方、事務職員には目標設定と人事評価が実施され、人事評価に基づく昇給などの措置も行われており、成果、能力を反映する人事制度が導入されている。

危機管理時の体制や対応マニュアルなどの基本規程等は整備されてきたが、災害等の発生時の具体的な対応力の向上が求められており、引き続き避難や消火訓練等の内容を工夫し、能力の向上を図る必要がある。

大学内外の関係者のニーズ把握については、学生生活実態調査、「オピニオンボックス」や「事務局にひと言」による要望・意見、学外者との懇談、小規模大学で学生の声が教員に伝わりやすいという特性など、多様なルートで把握している。

大学の活動状況等に関するデータや情報は収集、蓄積され、「高知女子大学年報」を作成し、ホームページ等で学内及び学外に公表している。

大学の活動の全体の状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているが、大学として一定の方式が存在していなかったことが課題であった。平成21年度より、学部活動報告書や年報の公表、3年に一度の自己点検評価報告書の作成、学長諮問評価会議の毎年開催などの改善策に取り組むこととされている。

平成19年度より各部門が年頭に立案した活動目標への取り組み、達成度、課題などについてアニュアルレビューを行い、その評価を共有している。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_kouchi_jyo_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-①-1	高知女子大学大学案内 2009 P. 6
	1-2-①-2	平成 19 年度高知女子大学年報 P. 1
	1-2-①-3	高知女子大学生生活科学部学部報第 10 号「生活科学部の教育理念・教育目標」
	1-2-①-4	平成 20 年度看護学部活動報告書 P. 20、21
	1-2-①-5	平成 21 年度保護者および新入生・編入生との学科別懇談資料(看護学部)
	1-2-①-6	平成 21 年度新任教員オリエンテーション資料 (看護学部)
基準2	2-1-①-1	高知女子大学学則第 2 章
	2-1-②-1	高知女子大学教務委員会規程
	2-1-②-2	高知女子大学共通教育専門委員会規程
	2-1-②-3	池キャンパスの学生が永国寺キャンパスに移動して受講している共通教育科目と受講者数
	2-1-②-4	平成 19 年度高知女子大学年報 P. 28、29
	2-1-③-1	高知女子大学大学院学則第 2 章
	2-1-③-2	高知女子大学大学院 2010 大学院案内 P. 4
	2-1-③-3	高知女子大学大学院 2010 大学院案内 P. 10
	2-1-③-4	高知女子大学大学院 2010 大学院案内 P. 16
	2-1-⑤-1	高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会規程
	2-1-⑤-2	図書部会規程
	2-1-⑤-3	平成 19 年度高知女子大学年報 P. 70、71
	2-1-⑤-4	情報処理部会規程
	2-1-⑤-5	高知女子大学地域創成センター設置規程
	2-1-⑤-6	平成 19 年度高知女子大学年報 P. 74、75
	2-2-①-1	高知女子大学教授会規程
	2-2-①-2	高知女子大学大学院看護学研究科委員会規程
	2-2-①-3	高知女子大学大学院人間生活学研究科委員会規程
	2-2-①-4	高知女子大学大学院健康生活科学研究科委員会規程
	2-2-②-1	高知女子大学教職課程専門委員会規程
	2-2-②-2	高知女子大学学芸員資格専門委員会規程
	2-2-②-3	高知女子大学生生活科学部教務委員会規程
	2-2-②-4	高知女子大学文化学部教務委員会規程
	2-2-②-5	高知女子大学看護学部教務委員会規程
	2-2-②-6	高知女子大学社会福祉学部教務委員会規程
	別冊 2-1-⑤-1	KWU NEWS LETTERS (March/2009No.19)
基準3	3-1-①-1	高知女子大学の教員人事に関する規程
	3-1-⑤-1	学部別専任教員採用等の実績
	3-1-⑤-2	2 年間の活動計画

	3-2-①-1	高知女子大学人事選考基準
	3-2-①-2	人事選考基準に関する生活科学部細則
	3-2-①-3	文化学部人事選考に関する基準細則
	3-2-①-4	高知女子大学看護学部教員の職位と基準
	3-2-①-5	看護学部人事選考に関する基準細則
	3-2-①-6	社会福祉学部人事選考に関する基準細則
	3-2-①-7	看護学研究科科目担当適格判定に関する規程
	3-2-①-8	人間生活学研究科の教員組織に加わる者の申請資格等に関する申し合わせ事項
	3-2-①-9	健康生活科学研究科の教員組織に関する申し合わせ事項
	3-2-①-10	生活科学部の教員人事に関する規程
	3-2-①-11	生活科学部人事専門委員会規程
	3-2-①-12	高知女子大学文化学部人事専門委員会規程
	3-2-①-13	看護学部人事専門委員会規程
	3-2-①-14	高知女子大学社会福祉学部人事専門委員会規程
	3-2-②-1	教員評価（試行）の実施資料
	3-2-②-2	高知女子大学大学院人間生活学研究科の講義・研究指導等に関する満足度等調査結果の概要（平成20年度）
	3-4-①-1	事務職員配置表・職務分担表
	別冊3-3-①-1	平成21年度開講科目 授業内容の概要（学部シラバス）
	別冊3-3-①-2	平成21年度版 大学院便覧
基準4	4-1-①-1	高知女子大学(各学部・学科)入学者選抜におけるアドミSSION・ポリシー
	4-1-①-2	平成21年度学生募集要項一般選抜「[参考]入学者受入方針(アドミSSION・ポリシー)」
	4-1-①-3	平成21年度学生募集要項一般選抜「14. 採点評価基準・合否判定基準(前期日程)」
	4-1-①-4	平成21年度生活デザイン学科前期日程「出題の意図・採点評価基準」
	4-2-①-1	平成21年度入学者選抜に関する要項 別表3 平成21年度高知女子大学入学者選抜の実施教科・科目等について
	4-2-③-1	高知女子大学入学試験委員会規程
	4-2-③-2	高知女子大学入学試験実施に関する規程
	4-2-③-3	高知女子大学入学資格審査要綱
	4-2-③-4	高知女子大学入試センター試験実施に関する規程
	4-2-③-5	入学試験等実施後のコメント及び改善策について
	4-2-③-6	高知女子大学入試情報提供要領
	4-2-④-1	入試委員会議事録
	4-2-④-2	平成19年度看護学研究科自己点検評価報告書 P.17、18
基準5	5-1-①-1	履修規程別表第2 生活科学部 生活デザイン学科 専門教育科目及び単位数
	5-1-①-2	履修規程別表第3 生活科学部 健康栄養学科 専門教育科目及び単位数
	5-1-①-3	履修規程別表第4 生活科学部 環境理学科 専門教育科目及び単位数
	5-1-①-4	履修規程別表第5 文化学部 文化学科 専門教育科目及び単位数
	5-1-①-5	履修規程別表第6 看護学部 看護学科 専門教育科目及び単位数

	5-1-①-6	履修規程別表第7 社会福祉学部 社会福祉学科 専門教育科目及び単位数
	5-1-①-7	看護学部履修モデル
	5-1-②-1	高知大学と高知女子大学の単位互換覚書
	5-1-②-2	高知短期大学と高知女子大学の単位互換覚書
	5-1-②-3	高知学園短期大学と高知女子大学の単位互換覚書
	5-1-②-4	高知女子大学看護学部編入生既修得単位認定に関する内規
	5-1-②-5	編入生の既習得単位認定に関する申し合わせ（看護学部）
	5-1-③-1	休講届様式
	5-1-③-2	社会福祉士及び精神保健福祉士受験資格取得に関する配属実習の要件（申し合わせ）（社会福祉学部実習委員会）
	5-2-②-1	シラバス記載要領・記載事例
	5-2-③-1	基礎学力不足の学生等への支援体制
	5-3-①-1	高知女子大学学修評価規程
	5-3-②-1	成績に関する学生の疑義への対応について（申し合わせ）
	5-4-①-1	高知女子大学大学院学位規程
	5-4-①-2	高知女子大学大学院看護学研究科の理念・目的等を定める規程
	5-4-①-3	高知女子大学大学院人間生活学研究科の理念・目的等を定める規程
	5-4-①-4	高知女子大学大学院健康生活科学研究科の理念・目的等を定める規程
	5-4-①-5	高知女子大学大学院看護学研究科規程別表
	5-4-①-6	高知女子大学大学院人間生活学研究科規程別表
	5-4-①-7	高知女子大学大学院健康生活科学研究科規程別表
	5-4-②-1	健康生活科学研究科オリエンテーション資料
	5-4-②-2	高知女子大学長期履修学生規程
	5-5-①-1	平成21年度看護学研究科 開講科目について（履修モデル）
	5-6-①-1	高知女子大学大学院看護学研究科修士学位審査に関する内規
	5-6-①-2	高知女子大学大学院人間生活学研究科修士学位審査に関する内規
	5-6-①-3	高知女子大学大学院健康生活科学研究科修士学位審査に関する内規
	5-6-①-4	健康生活科学研究科の博士論文スケジュール
	5-7-②-1	高知女子大学大学院看護学研究科規程
	5-7-②-2	高知女子大学大学院人間生活学研究科規程
	5-7-②-3	高知女子大学大学院健康生活科学研究科規程
	5-7-②-4	博士論文第一次審査結果報告書
	5-7-②-5	博士論文審査結果報告書
	別冊5-1-①-1	平成21年度版 時間割
	別冊5-7-②-1	健康生活科学研究科委員会議事録
基準6	6-1-①-1	平成19年度高知女子大学年報P.41
	6-1-①-2	平成19年度高知女子大学年報P.69
	6-1-①-3	平成20年度看護学部活動報告書P.63-68
	6-1-①-4	平成20年度看護学部活動報告書P.83-87

	6-1-①-5	平成20年度看護学部活動報告書P. 104-130
	6-1-①-6	平成20年度看護学部活動報告書P. 14-18
	6-1-②-1	生活デザイン学科学生成果発表一覧表
	6-1-②-2	平成20年度看護学部活動報告書P. 97
	6-1-②-3	看護学研究科 研究成果等公表状況
	6-1-②-4	人間生活学研究科 学位論文成果公表状況
	6-1-②-5	健康生活科学研究科 学位論文成果公表状況
	6-1-④-1	高知女子大学キャリアセンター設置規程
	6-1-④-2	平成21年3月卒業者 産業別就職状況
	6-1-④-3	卒業者就職先リスト
	別冊6-1-①-1	平成20年度アニュアルレビュー報告書
	別冊6-1-②-1	大学院修了論文要旨集(2009年3月)
基準7	7-1-①-1	平成21年度オリエンテーション日程表
	7-1-②-1	平成21年度高知女子大学評議員及び各種委員等一覧表
	7-1-②-2	学生・院生・教職員の皆さんへ(お知らせ)～オピニオンボックスを設置しました～
	7-1-②-3	高知女子大学「事務局への意見・相談箱」設置要項
	7-2-①-1	自主的学習環境について
	7-2-②-1	エスコーターズへの感謝状
	7-2-②-2	地域と共に歩む看護学部 ～教員・学生が協働して参加するボランティア活動～
	7-3-①-1	人権委員会規程
	7-3-②-1	発達障害の学生支援体制
	7-3-③-1	平成19年度高知女子大学年報P. 65～67
基準8	8-1-①-1	平成19年度高知女子大学年報P. 103
	8-1-③-1	高知県財産条例
	8-1-③-2	高知女子大学校舎管理規則
	8-1-③-3	高知女子大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程
	8-1-③-4	高知女子大学情報処理センター利用規則
	別冊8-1-③-1	平成21年度版 学生便覧
	別冊8-2-①-1	高知女子大学総合情報センター図書館利用案内
基準9	9-1-①-1	高知県公文書規程
	9-1-②-1	平成19年度学生による授業評価実施報告書(看護学部 社会福祉学部) P. 4
	9-1-②-2	「オピニオンボックス」実施状況
	9-1-②-3	H20年度「事務局にひと言」集計
	9-1-③-1	平成20年度学長諮問評価会議式次第
	9-1-③-2	企業訪問報告書様式
	9-1-④-1	平成19年度学生による授業評価結果報告書P. 28、P. 49
	9-2-①-1	生活科学部FD委員会規程
	9-2-①-2	高知女子大学文化学部FD委員会規程
	9-2-①-3	看護学部FD委員会規程

	9-2-①-4	高知女子大学社会福祉学部FD委員会規程
	9-2-①-5	文部科学省戦略的大学連携支援事業「四国地区大学教職員能力開発ネットワークによる大学の教育力向上」の概要
	別冊9-1-②-1	平成19年度学生による授業評価実施報告書
	別冊9-1-③-1	平成20年度学校栄養教育実習報告会
	別冊9-1-③-2	平成20年度健康栄養学科3回生地域保健臨地実習報告会
	別冊9-1-③-3	2008年度社会福祉実習報告書 めばえ
基準11	11-1-①-1	高知女子大学危機管理規程
	11-1-①-2	高知女子大学・高知短期大学 防火対策規程
	11-1-①-3	高知女子大学・高知短期大学 東南海・南海地震防災規程
	11-1-①-4	高知女子大学教員倫理規程
	11-1-①-5	高知県職員倫理条例
	11-1-①-6	高知女子大学研究倫理審査要綱
	11-1-①-7	高知女子大学ハラスメント防止のためのガイドライン
	11-1-①-8	高知県立高知女子大学における公的研究費の不正防止計画
	11-1-②-1	高知女子大学運営会議規程
	11-1-③-1	平成19年度高知女子大学学生支援のための学生生活実態及びニーズ調査の概要
	11-1-③-2	高知女子大学学長諮問評価会議規程
	11-1-⑤-1	事務職員の研修参加状況
	11-3-①-1	高知女子大学自己点検・評価運営委員会規程
	11-3-①-2	平成20年度高知女子大学活動アニュアルレビュー報告会（式次第）
	別冊11-1-①-1	高知女子大学学生支援対策集
	別冊11-2-②-1	平成19年度高知女子大学学報
	別冊11-3-④-1	高知女子大学生活科学部学部報第10号（2008年版）
	別冊11-3-④-2	高知女子大学文化学部 活動記録(2006年度)
	別冊11-3-④-3	高知女子大学看護学部年報 平成20年度
	別冊11-3-④-4	平成20年度看護学部活動報告書
	別冊11-3-④-5	高知女子大学社会福祉学部報第11号2009年
	別冊11-3-④-6	研究者シーズ集 2008